

上告受理申立事件番号 平成25年(行ノ)第16号

申立人 市野和夫 外112名

相手方 愛知県知事 外1名

上告受理申立理由書

平成25年6月28日

最高裁判所

(名古屋高等裁判所) 御中

申立人ら代理人	弁護士	在	間	正	史	
同	弁護士	原	田	彰	好	代
同	弁護士	竹	内	裕	詞	代
同	弁護士	樽	井	直	樹	代
同	弁護士	白	川	秀	之	代
同	弁護士	濱	寫	将	周	代
同	弁護士	笠	原	一	浩	代
同	弁護士	籠	橋	隆	明	代
同	弁護士	吉	江	仁	子	代
同	弁護士	小	島	智	史	代
同	弁護士	若	山	哲	史	代

目 次

第1	本件における違法性判断の在り方	3
第2	農業用水の供給（農業用水の新規需要）について	12
第3	設楽ダム建設事業環境影響評価について	29
第4	ダム堤体・ダム湖予定地およびその周辺部の地盤について	44

凡例

申立人市野和夫 外 1 1 2 名：

申立人

平成20年10月27日告示・設楽ダムの建設に関する基本計画：

設楽ダム基本計画

平成18年2月17日閣議決定・豊川水系における水資源開発基本計画（第2次）：

豊川水系フルプラン

平成11年12月1日策定・豊川水系河川整備基本方針：

豊川水系河川整備基本方針

平成13年11月28日策定・豊川水系河川整備計画（大臣管理区間）：

豊川水系河川整備計画

豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書：

本件環境アセス評価書

豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書による環境影響評価：

本件環境アセス

環境影響評価法 1 1 条 3 項に基づく「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予備及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針を定める省令」

ダム事業指針

第1 本件における違法性判断の在り方

1 住民訴訟における違法判断の在り方

(1) 一日校長事件最高裁第三小法廷平成4年12月15日判決

(ア) 一日校長事件最三判平成4年12月15日（民集46巻9号2753頁）
の要旨は以下の通りである（下線は上告人代理人）。

[一日校長事件最三判 判決要旨]

①地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟において、右職員に損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由が存する場合であつても、右原因行為を前提としてされた右職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる。

②教育委員会が公立学校の教頭で勸奨退職に応じた者を校長に任命して昇給させるとともに同日退職を承認する処分をした場合において、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものといえないときは、知事がした右の者の昇給後の号給を基礎とする退職手当の支出決定は、財務会計法規上の義務に違反する違法なものとはいえない。

一日校長事件最三判は、①において、原因行為が対象となる住民訴訟の違法とは、当該原因行為を前提としてなされる財務会計行為自体の財務会計法規に違反する違法であることを明らかにしている。そして、②によって、教育委員会による人事に関する処分のように原因行為が当該財務会計行為者でない者によって財務会計法規による規律とは関係なくなされている場合においては、前提となっている原因行為が著しく合理性を欠いていない限り（欠いている場合においては）、財務会計行為の財務会計法規に違反する違法をもたらす予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存しないと認められる（瑕疵が存すると認められる）としているのである（財務会計行為の財務会計法規一般に違反する違法として予算執行の適正の確保があることを明らかにして示していることでもある）。

(イ) 一日校長事件最三判は、住民訴訟の違法とは財務会計行為の財務会計法規一般を含む同法規に違反する違法であるから、①原因行為が対象となる住民

訴訟の違法も当該原因行為を前提としてなされる財務会計行為自体の財務会計法規に違反する違法であること、②前提となっている原因行為に財務会計行為の財務会計法規違反をもたらす瑕疵があれば、当該財務会計行為は違法となること、③原因行為の瑕疵は財務会計行為の財務会計法規違反になるものでなければならず、予算執行の適正を確保することは財務会計行為を規律する財務会計法規であり、原因行為に予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があれば、当該財務会計行為は違法となること、④原因行為が当該財務会計行為者でない者によって財務会計法規による規律とは関係なくなされている場合においても、原因行為が著しく合理性を欠いておれば予算執行の適正の確保の見地から看過できない瑕疵があり、そのため当該財務会計行為は違法となること、以上を明らかにしたものである。

一日校長事件最三判は、原因行為の違法性が財務会計行為に承継されて財務会計行為が違法となるとは全く述べていない。住民訴訟において財務会計行為に先行する原因行為が対象となって財務会計行為が違法となる場合について、従来「違法性の承継」の問題として講学上議論されてきたが（一日校長事件最高裁判例解説（『平成4年度最高裁判所判例解説・民事編』p536～541）、同判決は、その違法は、従来いわれてきた行政行為の違法性の承継の理論を借りた原因行為の違法性の財務会計行為への承継ではなく、原因行為を前提としてなされる当該財務会計行為自体の違法であることとその判断基準を明らかにしたものである（同最高裁判例解説p541～546）。同判決は、原因行為については「瑕疵」、財務会計行為については「違法」と、「瑕疵」と「違法」を明確に使い分け、違法は財務会計行為自体の違法であり、原因行為についてはあくまでも、財務会計行為自体の違法をもたらす瑕疵すなわち予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵であるとしているのである。

(2) 一日校長事件最三判の支出差止への適用

(ア) 一日校長事件は職員人事を原因とする職員手当についての代位による損害賠償請求であった。これに対し、本件は公共事業であるダム建設費用負担金の支出差止請求であり、地方公共団体の公共投資であるダム建設によって発生する財産的損害の発生を防止するための支出差止請求である。したがって、

本件で検討されるべきは、財産的損害を発生させる「当該支出の違法性」であり、当該支出の原因行為であるダム建設が財務会計法規一般を含む財務会計法規に違反して財産的損害を発生させるものであるかである。また、ダム建設は公共投資としてその必要性がないときは費用負担をする地方公共団体に財産的損害を発生させるものであるから、この点からも、検討されるべきは、当該支出の原因行為であるダム建設が必要性がなかったり必要性が確認されていないため財務会計法規一般を含む財務会計法規に違反して財産的損害を発生させるものであるかである。

地方財政法および地方自治法は、経費の支出において当該地方公共団体に財産的な損害が発生することを防止し予算執行の適正を確保するための財務会計法規として、地方財政法4条1項で「地方公共団体の経費は当該目的を達成するために必要かつ最少限度を超えて支出してはならない」（経費の必要最少限度の原則）と規定し、また地方自治法2条14項で「地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（最少経費による最大効果の原則）と規定している。

支出差止請求の対象となる支出のための事業（共同事業の場合はそのうちの当該目的）が、支出等の行為時において基礎となる事実に関りがあるなどして欠如していたり、考慮すべき事情が考慮されていないこと等と認められて、その必要性が認められなかったり確認されていないときは、当該事業（共同事業の場合はそのうちの当該目的）の事業計画に定められた費用負担金の支出することは、上記地方財政法と地方自治法の規定に違反して直ちに財産的損害が発生するので、当該支出をすることは予算執行の適正確保の見地から看過し得ない財務会計上の違法があるのである。

(イ) また、このような直接的な財務会計法規違反だけでなく、財務会計行為の原因となっているものが、支出等の行為時において基礎となる事実に関りがあるなどして欠如していたり、考慮すべき事情が考慮されていないこと等と認められるときは、当該原因行為が著しく合理性を欠いているため、予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があり、これを前提としてなされる支出等の当該財務会計行為は財務会計上の違法があるのである。最三判平成4年12月15日はこの適用が問題となった事案である。

(3) 一日校長事件最三判の本案への適用

本件では、設楽ダムの建設費に係る愛知県の負担金について、被上告人知事が行う農業用水、洪水調節、および流水の正常な機能の維持についての支出命令、被上告人企業庁長が行う水道用水についての費用負担金の支出が財務会計法規上違法とされるかである。

そして、①設楽ダム基本計画は著しく合理性を欠いており設楽ダムに必要性が認められず、設楽ダム基本計画を原因とする支出は予算執行の適正確保の見地から看過できない違法があるときは、被上告人らの上記支出は財務会計法規上違法となるのである。また②設楽ダム基本計画が著しく合理性を欠いており、そのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するときは、被上告人らの上記支出は財務会計法規上違法となるのである（第一審判決書 p 40）。

さらに、③被上告人企業庁長が設楽ダムの水道用水のダム使用権設定申請の取下げることによって、あるいは水道用水の費用負担金の支払いをしないことによりダム使用権設定申請が却下されて、水道用水の費用負担金の支払い義務がなくなるが、水道用水の費用負担金の支払いを免れるためダム使用権設定申請の取下げをすること等は被上告人企業庁長が財務会計行為（支出）を行うに当たって負っている職務上の行為義務違反であり、被上告人企業庁長にその義務違反があれば、被上告人企業庁長が行う上記支出は財務会計法規上違法となるのである（原判決書 p 49）。

(4) 違法判断の基準時

一日校長事件最三判は、上記判決要旨のように、①原因行為が審理の対象となる住民訴訟の違法とは、原因行為の一般行政上の違法ではなく、当該原因行為を前提としてなされる財務会計行為自体の財務会計法規に違反する違法であることを明言し(判決要旨①)、②また財務会計法規として予算執行の適正を確保することを示し、前提とする原因行為が著しく合理性を欠いていない限り（欠いている場合においては）、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵は存しないと認められる（瑕疵が存すると認められる）としている（判決要旨②）。

したがって、原因行為が審理の対象となる住民訴訟の違法は、一日校長事件

最三判判決要旨①で明言されているように、当該原因行為の違法ではなく、これを前提としてなされる財務会計行為自体の違法であるから、その違法判断の基準時が違法か否かの判断の対象となる財務会計行為の時であるのは、論理上当然のことである。そして、財務会計行為の違法となる予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵である原因行為が著しく合理性を欠いているかについての判断が、当該財務会計行為の時を基準として行われるのは、これもまた論理上当然のことである。

本件のように住民訴訟の対象となっている財務会計行為が将来の支出であり、請求がその差止である場合においては、違法判断基準時である財務会計行為の支出時における事実に基づいて、原因行為が著しく合理性を欠いているかの判断がなされることになるのである。そうすると、原因行為が事実に基礎を置いている場合、原因行為が基礎とすべき事実は当該財務会計行為がなされる時における事実であり、これに基づいて著しく合理性を欠いているかの判断がなされることになる。

特に、本件においては、水道用水や農業用水の需要量では、実績事実に基づいて将来における需要量が想定されており、想定時から財務会計行為時までの実績事実の推移や積み上げがあり、想定したものが実績事実に基礎付けられているかを検証することができる。また、洪水対策や河川維持流量を含む環境のように、財務会計行為時までに判明した知見などがある。このように、判断の基礎とすべき事実であって財務会計行為時点において存在するものは多い。このようなものについては、違法判断の対象である財務会計行為時、したがって支出にあつては支出時、支出差止請求訴訟では事実審口頭弁論終結時を基準として、そのときまでに存在している事実を基礎として、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するか、また財務会計行為である支出を行うに当たって負っている職務上の行為義務違反があるかが判断され、以て当該財務会計行為が違法となるかの判断がされるのである。

2 行政裁量に対する違法判断の在り方

(1) 小田急高架化事件最高裁第一小法廷平成18年11月2日判決

小田急高架化事件最一判平成18年11月2日(民集60巻9号3249頁)の判決要旨は以下のとおりである(下線と丸数字は上告人代理人)。

[小田急高架化事件最一判 判決要旨]

このような基準（上告人代理人注・都市計画において都市施設を定めるときの都市計画法13条1項柱書、同項5号）に従って都市施設の規模、配置等に関する事項を定めるに当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠であるといわざるを得ない。そうすると、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量にゆだねられているというべきであって、裁判所が都市施設に関する都市計画の決定又は変更の内容の適否を審査するに当たっては、当該決定又は変更が裁量権の行使としてされたことを前提として、①その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、②又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、③判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したもとして違法となるとすべきものと解するのが相当である。

(2) 小田急高架化事件最一判の意義

(ア) 小田急高架化事件最一判の第一の要点は以下のことである。

小田急高架化事件最一判は、上記(ア)のように、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したもとして違法となる場合について、①～③の三つの判断基準を定立した。そのうち、判断基準①の決定の前提となる基礎となる事実の存否の判断を「基礎事実審査」、判断基準②の事実に対する評価が明らかに合理性を欠くかどうか、また判断基準③の決定の過程において考慮すべき事情を考慮していないかの判断を「判断過程審査」と呼ぶことができる。

事実の存否については裁量を認める余地はないので、基礎事実審査については裁量が認められないのは当然である。小田急高架化事件最一判も、判断基準①については、なされた判断が「明らかに合理性を欠く」こととか、「社会通念に照らして著しく妥当性を欠く」こととかの記述がなく（上記二重下線部）、これらを要件としておらず、事実の基礎を欠くことだけで裁量権の逸脱・濫用があるとしている（「重要な事実の基礎を欠く」と述べているが、その意味は、後記のように軽微な「重要でない事実」を裁量権の逸脱・濫用

となる事実の基礎を欠くことの判断対象から排除するためである)。

そうすると、判断過程審査のうち、科学的知見や専門家の判断といえども、事実に基礎をおく知見や判断が殆どであり、このような知見や判断については、それが事実に基礎付けられていることが前提であるので、当該知見や判断を基礎付ける事実の存否については専門技術的な裁量は認められないことになる。そして、当該知見や判断を基礎付ける事実が認められないときは、当該知見や判断は決定において考慮すべき事情が事実による基礎付けを欠いていることになって、当該決定は考慮すべき知見や判断を考慮したとは認められないものとなり、これを前提としてその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているかどうかの判断がなされることになる。

- (イ) 小田急高架化事件最一判は、判断基準②および③に示されるように、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くときは裁量権の逸脱または濫用であるというのであるから、裁量権の逸脱または濫用であるときは、当然、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いていることになり、判断基準①については、裁量権の逸脱または濫用があると認められる事実の基礎を欠いておれば、そのことを以て内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いていると認められることになる。

一日校長事件最三判が明らかにしたように、住民訴訟においては、行政処分等の裁量行為が原因行為であるとき、財務会計行為が違法となるのは、前提とする原因行為が著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があるときである。そして、小田急高架化事件最一判が述べるように、裁量権の逸脱または濫用であるときは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているときである。ここにおいて、裁量権の逸脱・濫用があることすなわち著しく妥当性を欠いていることと、原因行為における予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵である著しく合理性を欠いていることとが、「妥当性」「合理性」という類似の用語で結びつくのである。

- (ウ) 上記(ア)でも述べたが、小田急高架化事件最一判は「重要な事実の基礎を欠く」と述べている。このように述べたのは、判断基準①は事実の基礎を欠いておれば社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているかの判断をすることなく裁量の逸脱・濫用があることになるので、「事実の基礎を欠く」と明言

すると、軽微な事実であっても「事実」であるので、事実の基礎を欠いているとして裁量権の逸脱・濫用があることとなってしまう。同判決は、軽微な「重要でない事実」を裁量権の逸脱・濫用となる事実の基礎を欠くことの判断対象から排除するため、「重要な事実」としたものと考えるべきである。

「重要な事実」の意味は、言葉通り「重要な事実」ではなく「軽微な重要でない事実を除く事実」という意味なのである。

(3) 判断基準②、③の判断について

(ア) 小田急高架化事件は、判決要旨から明らかなように判断基準③に関する事件であり、判決はこれについてのものである。小田急高架化事件最高裁判例解説（『平成18年度最高裁判所判例解説・民事編』p1160）は「本判決は、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことを直ちに裁量の逸脱又は濫用になるとしているわけではなく、その結果、判断の内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合に裁量権の逸脱又は濫用になるとしている。」と述べており、同判決が、判断基準③の「判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと」についてのものであることを示している。

(イ) 小田急高架化事件最一判は、判断基準②と③については、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものであるとして違法となると述べている。判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことにより直ちに裁量権の逸脱又は濫用になると述べているわけでないが、他方、判断の過程において考慮すべき事情が考慮されていないこと等を判断したうえで、改めてそれとは関係なく内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断して裁量権の逸脱又は濫用になる場合があるとも述べていない。

小田急高架化事件最一判は、上記のように「判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合」に裁量権の逸脱又は濫用になると述べているのである（下線は上告人代理人）。

即ち、裁量行為の内容は判断の過程において考慮すべき事情を考慮していないものなのであり、考慮すべき事情を考慮していないという内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合は裁量権の逸脱又は濫用があるとしているのである。そして、裁量行為が判断の過程において考慮すべき事情あるのにそれを考慮していないときは、社会通念上、考慮すべき事情を考慮していないというような内容は著しく妥当性を欠いているのが通常である。判断の過程において考慮すべき事情が考慮されていないでいて、その内容が著しく妥当性を欠いていない認められる場合は殆ど考えられない。したがって、著しく妥当性を欠いていないと認められる特別の事情のない限り、判断の過程において考慮すべき事情が考慮されていない等の場合は、その内容は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められ、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものであるというものが小田急高架化事件最一判の上記記述の意味なのである。

3 本件における違法判断

- (1) 本件においては、①設楽ダム基本計画の内容を基礎付ける豊川水系フルプランおよび豊川水系河川整備計画・豊川水系河川整備基本方針の策定、あるいはダムの建設を具体的に定める設楽ダム基本計画が、仮に河川管理者等の合理的な裁量にゆだねられているとしても、当該計画の策定・決定やダム使用权設定申請の取下げ等は、小田急高架化事件最一判が述べているように、客観的、実証的な基礎事実や考慮すべき事情の考慮に基づかなければならないのである。
- (2) 上記のように、小田急高架化事件最一判は裁量の逸脱・濫用に関する判断基準を定立したが、その判断基準である、①その基礎とされた事実が客観性や実証性に欠けていたり、誤認があったり、客観的、実証的な事実と乖離していたりして事実の基礎を欠いていると認められるときは（判断基準①）、また②事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていることにより（判断基準②）、③判断の過程において考慮すべき事情を考慮していなかったり、考慮すべきでない事情を考慮していることにより（判断基準③）、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるときは、裁量を逸脱・濫用したものと認められるのである。

そして、一日校長事件最三判により、このような豊川水系フルプラン、豊川

水系河川整備計画・豊川水系河川整備基本方針の内容は社会通念に照らし著しく合理性を欠いていると認められ、これらに基礎付けられている設楽ダム基本計画も社会通念に照らし著しく合理性を欠いていると認められ、設楽ダム基本計画自体も社会通念に照らし著しく合理性を欠いていると認められるのである。

その結果、設楽ダム建設の当該目的は必要性が認められず、設楽ダム基本計画を原因とする本件各支出は予算執行の適正確保の見地から看過できない違法がある（上記1(3)①）。あるいは設楽ダム基本計画には予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵がありこれを原因とする本件各支出は違法があるのである（上記1(3)②）。

第2 農業用水の供給（農業用水の新規需要）について

原判決の判断は、小田急高架化事件最高裁第一小法廷平成18年11月2日判決（民集60巻9号3249頁）および一日校長事件最高裁第三小法廷平成4年12月15日判決（民集46巻9号2753頁）と相反する。

1 原判決

農業用水新規需要について、原判決は第一審判決を引用して概要以下のとおり判示した。

[農業用水の新規需要に関する原判決理由の骨子]

豊川水系フルプランの前提とされた農業用水需給調査においては、東三河地域等の受益区域面積を約17,800haとし、(a)施設栽培、トンネル栽培の作付け増進による畑地かんがい面積の増加、(b)一部干拓地域の排水改良による減水深の増加、(c)ため池等の地区内水源利用可能水量の減少等による新規需要水量として合計10,725,000m³/年が必要であるとされている。

そして、①豊川用水地区の関係土地改良区の賦課台帳をもとに受益面積を設定し、消費水量の計算に当たっては、過去の作付け実態や関係市町の水田農業ビジョン等の計画を参考にしたこと、②設楽ダムの受益区域の畑地は全受益面積の6割以上を占め、温室栽培やトンネル栽培などの施設の営農が増加しており（平成7年が約1872haであったものが平成17年は約2133haとなり、10年間で14%の増加）、こうした施設の営農においては降

雨（有効雨量）の利用が見込めないため農業用水の需要が増加すること、③排水改良が進展した三河湾沿岸の干拓地における減水深の増加があることが実際の調査結果によって確認されていること、④愛知県の調査結果に基づき、地区内ため池の潰廃や水質汚濁等により既に使用していないため池を利用不可能としたこと、⑤豊川用水の取水実績が平成17年以降2年連続して増加していること、⑥豊川総合用水完成による利水安全度の向上については、平成17年6月から8月まで及び平成18年1月から2月までの間に取水制限がされたことなどを理由として、これらの事実を照らせば、豊川水系フルプランにおける農業用水の新規需要水量の想定が事実の基礎を欠くものであるということとはできないと認定している（以上、第一審判決73頁、原判決49頁、同47頁等参照）。

原判決の上記認定は、申立人が原審で、控訴理由書、平成23年5月26日付第4準備書面、平成24年6月4日付第7準備書面等において主張をした以下の各点で、事実の基礎を欠くものである。

2 農業用水の新規需要について

(1) 農業用水の新規需要が発生しない事実

(ア) 受益面積が過大に設定されていること

豊川水系フルプランでは、農業用水の受益面積は17,800haとされている（甲33の2pC-4-3）が、この約25年間の豊川水系の農業用水の受益面積である耕地面積（経営耕地）の推移は表2-1（出典は各年の農林業センサス）のとおり、水田、畑、樹園地及び合計面積いずれも顕著な減少傾向を示している。また、表2-2は2005年農林業センサスから豊川水系の農業用水受益面積地域を抜粋して作成したものである。

表2-1によれば、2005年農地合計は1980年比で75.36%、中でも水田面積は61.29%と激減している。各統計年度の推移を見ても農地の合計は各年度で1割程度の減少を示し、水田はさらに大きな減少傾向を示している。

乙30-5枚目では「センサスによる経営耕地面積は実際の面積より過少になることがあると考えられる」としているが、他方、同3枚目右欄下から7行目以下には「経営耕地とは、調査期日現在の農家が経営している耕地に

ついて、土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積を聞き取ったものである」とされており、名目ではなく実際の耕地面積の実態を反映していることは明らかである。そして、農林業センサスが実際の耕地面積の経年的な動向を知るために有効であることは、上記説明書きに記載されたとおりである。他方、相手方の主張は、豊川総合用水土地改良区等の賦課台帳面積という実際上の耕地面積でない名目的、形式的な耕地面積を前提に主張している。農業用水需給想定は、営農状況の変化など変化に対応して、実態に基づいて水利用の検討をすることが必要であることは当然である。申立人が豊川水系フルプランの受益面積想定値が実際の事実と反している誤りであることを明らかにしているのであるから、相手方が上記の豊川総合用水土地改良区等の賦課台帳面積という名目的形式的な面積をもって正当性の根拠としても、その主張自体全く意味をもたないものである。

(イ) かんがい用水を大量に必要とする水田面積の減少が大きいこと

(a) 「豊川水系フルプランにおける需要量集計表」(乙10-4枚目)によれば、水田の粗用水量合計は131,173千m³/年とされ、畑地合計は68,016千m³/年とされている。また、受益面積の内訳は、水田6,598ha、畑地11,144haとされている(乙10-3枚目)。

上記からは、1haあたりの粗用水量は、水田が19.88千m³/年、畑地が6.10千m³/年となり、水田は畑地の約3.26倍の粗用水量が必要となる計算である。

(b) 水田面積は前記のとおり顕著な減少傾向が続いている。

表2-1では、2005(平成17)年の農地面積の2000年比では、農地合計が90.83%、水田は86.68%となっている。この傾向がこの後も続くとすれば、2015(平成27)年における水田の需要水量はフルプランが想定する程度に達しないことは明らかである。

仮に2015年の水田の需要水量が2005年比で1割減少したと想定し、甲74の3-2枚目の水田の粗用水量合計値を基準にすれば、13,117千m³/年が減少したことになる(ちなみに、豊川水系フルプランの需給想定は2005年に作成されている(甲74の3-1枚目参照))。この値は、頭書の豊川水系フルプランにおける農業用水の新規需要水量1

0,725千m³/年をはるかに上回る値である。

(ウ) 不耕作ないし稲以外作物の耕作田並びに不耕作畑が相当程度あること

(a) 表2-2の2005年の農林業センサスでは、田のうち「何も作らなかつた田」が285haあり、これは田の合計面積の5.7%にあたる。「何も作らなかつた」とは“耕作しなかつた”ものと推測されるので、かんがい用水を利用しなかつたということになる。ここで利用されなかつた粗用水量は、上記水田の単位面積当たりの粗用水量19.88千m³/年・ha×285ha=5,665.8千m³/年となる。

(b) 表2-2では、田のうち「稲以外の作物だけを作つた田」は428haあり、これは田の合計面積の8.6%にあたる。「稲以外の作物だけを作つた田」とは、耕作作物としては野菜等と推測され、田を畑地として利用したことになり、かんがい用水量としては畑地程度の用水量を使用したことになる。

上記(2)のとおり、水田の単位面積当たりの粗用水量は19.88千m³/年と大きく、畑地の消費水量の約3.26倍であり、上記合計の14.3%の田が耕作されず又は水稲以外の作物を作つたとされているところからすれば、豊川水系フルプランで想定されている水田の需要水量のうち相当量が減少する計算となる。つまり、ここで利用されなかつた粗用水量は、上記単位面積当たりの各粗用水量の差(水田19.88千m³/年・ha-畑地6.10千m³/年・ha)×428ha=5,897.84千m³/年となる。

(c) また、畑のうち「何も作らなかつた畑」は641haあり、これは畑の合計面積の7.2%にあたる。

畑地の単位面積当たりの需要想定水量は水田に比較して少ないが、それでも不耕作の畑が7.2%にのぼるとすれば、これもフルプランの需要想定を大きく減殺する。ここで利用されなかつた粗用水量は、上記畑地の単位面積当たりの粗用水量6.10千m³/年・ha×641ha=3,910.1千m³/年となる。

(d) 上記(a)ないし(c)のとおり、合計15,473.74千m³/年のかんがい用水が豊川水系フルプランの受益地域において2005年に使用されなかつたことになる。これだけでも同フルプランが想定する新規需要水量10,

7 2 5 千m³ /年の1.44倍となり、フルプランの需要想定が過大であることは明白である。

(エ) 施設営農について

(a) 豊川水系フルプランでは、畑作営農の増進すなわちハウス栽培、トンネル栽培の作付け増進による畑地かんがいの対象面積増加により、2015(平成27)年度において施設畑面積2,246haと想定し、かんがい用水1,243千m³/年の新規需要が発生すると想定している。

しかし、実際の施設畑面積は、表2-3施設園芸面積(設置実面積)の推移(東三河計)のとおりであり、平成17(2005)年の2,132.6ha(乙32の2)から平成19(2007)年に2,102.0ha(甲125)、平成21(2009)年に2,044.7ha(甲169)に年々減少しており、豊川水系フルプランの想定面積2,246haは、現実の施設畑面積の推移実績事実に比し不当に大きく設定されていることを申立人は明らかにしてきた。

表2-3 施設園芸面積(設置実面積)の推移(東三河計) 千m²

	ガラス室	ハウス	年度計
平成7年	4,510	14,211	18,721
平成9年			
平成11年	4,986	15,270	20,256
平成13年	5,231	14,837	20,068
平成15年	5,523	15,645	21,168
平成17年	5,525	15,801	21,326
平成19年	5,433	15,577	21,010
平成21年	5,333	15,114	20,447
～	～	～	～
平成27年(フルプラン想定値)			22,460

出典：愛知県『施設園芸の現況』

(b) また、万フルプランの想定のように施設設置面積が平成27年に2,246haとなったとしても、他方で、表2-1のとおり施設畑を含む畑地面積や樹園地面積はこの25年間一貫して減少し続け、直近の2000年から2005年にかけては施設畑を含む畑地面積は649ha減少し、20

00年比93.19%となっている。

しかも、消費水量は施設畑が2.0～4.5mmと想定されており、普通畑（1.5～4.5mm/日）、樹園地（1.5～6.0mm/日）（甲74の3p6参照）と同程度であり、施設畑を含む畑地面積全体の減少により新規需要は発生しないことは明らかである。

(ウ) 減水深の増加について

- (a) 豊川水系フルプランの需要想定では「水田用水量の増加」として「三河湾沿岸の干拓地に位置する水田地帯の一部区域において、排水改良が進展したことに伴い、地下水位が低下していると考えられ、その結果、減水深（水稻栽培の単位面積当たりの消費水量）が増加している。」として5311km³/年の新規需要が見込まれるとしている（甲33の2pC-4-2～3）。

しかし、相手方はこれまでの審理を通じてこの「一部地域」における減水深の増加の具体的な根拠資料を全く明らかにしようとしなかった。

- (b) 上記の「三河湾沿岸の干拓地に位置する水田地帯の一部区域において」とされている区域はいわゆる神野新田地区であり、フルプランの想定する神野新田地区の「排水改良が進展したことに伴い」という排水改良とは、甲39の「たん水防除事業」によるものである。この点は争いが無い（平成20年8月20日付被告ら第6準備書面16頁の論旨参照）。

神野新田地区は地表の標高が低く、海面が高位の時（満潮前後）は自然排水ができないが、海面が低位の時（干潮前後）には海域への自然排水が可能である。

神野新田地区と海域とはコンクリート護岸堤で遮断され、農地と護岸堤との間には水路があり、護岸堤にいくつかの排水施設が設置されていて、水路や堤防内調整池と海面との水位差に応じて排水施設の樋門を自動的に開閉して、水路から海域に自然排水がなされている。

神野新田地区の排水は、通常はこのような自然排水で事足りている。

しかし、上記(a)のように減水深とは水田における水稻栽培の概念であるが、降雨が激しい場合には、減水深とは逆に、水田の水位（湛水深）が稲の生育のために必要な水位より高くなり、作付けされている水稻に湛水

被害が発生するおそれがある。この場合には、排水路の水位を低下させて水田から水路への排水を促進して水田の水位を低くし、水稻の湛水被害を防止する必要がある。

そこで、神野新田地区では、強雨時の湛水被害のおそれがある場合に、この排水路の水位を低下させるために、排水施設の排水設備（ポンプ等）を稼働させて、強制的に排水して、水田の湛水被害を防止している（甲 3 9 - 3 枚目地図㊟印参照）。

(c) 甲 3 9 において、湛水被害のおそれは降雨時それも強降雨時が想定されている。甲 3 9 - 1 枚目左頁（2）③では「計画基準降雨時」とされ、（3）「事業目的」ではそれぞれ降雨時が前提とされ、同右頁（4）「事業効果」の欄、同 2 枚目右下「計画上の諸因子」欄「基準雨量」においても同様である。

フルプランの需要想定では上記のように「排水改良が進展したことに伴い、地下水水位が低下していると考えられ、その結果減水深」の増加があるとされているが、実際には、上記甲 3 9 - 1 記載のように強雨時は水田水位（湛水深）が必要以上に上昇して「湛水被害のおそれ」が発生するので、稲の生育に必要な水位に下げる（許容湛水深は 3 0 cm）ためにポンプ排水が行われるのである。田の地下水水位を下げるために、日常的にポンプ排水がなされているわけではない。水田かんがい期において、田は稲の生育のために湛水されており、水位は地上にあるのであるから地下水水位を下げるということはありません。

水稻かんがい期には、日常的にポンプ排水が行われることはないのであり、減水深の増加もあり得ず、神野新田地区においてフルプランが想定するかんがい用水の新規需要が発生することは有り得ない。

服部証人の証言（同調書 p 2 4 ~ 2 6）では、神野新田地区におけるポンプ排水の運転状況が判然としないが、「常時ポンプ排水を行っているため、減水深が増加している」旨の証言をしているかのようにも受け取られる内容であった。

しかし、これは虚偽である。水稻栽培において「湛水被害のおそれ」が生じるのは、生育に適正な水位より水位が高くなる「降雨時」、それも「強

降雨時」である。水稻に、「湛水被害のおそれ」のある強雨時にのみポンプ排水を行って必要な水位より水位が高くなることによって生じる湛水被害を防止しているのである。湛水深が問題となることはあっても、減水深が問題となることはないのである。

神野新田地区の標高は低い、海面が低位の時（干潮前後）には海域への自然排水が可能であり、通常はこのような自然排水で事足りている。排水ポンプによる人為的なポンプ排水は、強雨時等湛水被害のおそれがある場合に行われている。このことは、調査嘱託に対する豊橋市等からの回答である排水ポンプ稼働状況の資料から明らかになっている（排水ポンプ稼働時間の状況は表 2－4 参照）。

このように排水ポンプによる人為的な排水は強雨等の際の湛水被害のおそれのある場合になされ、通常は上記の自然排水が行われているのであるから、必要以上のポンプ排水をしたり不必要な給水を行わない限り、減水深が増加することはない。

(d) 豊川水系フルプラン地域における水田をはじめとする受益面積の極端な減少傾向は前記のとおりである。神野新田地区の減水深の増加を言い立ててみても、それは受益面積の減少により相殺され、新規水需要は発生しない。

この受益面積の減少には神野新田地区も含まれている。神野新田地区では、甲 3 9－1 枚目右頁（3）立地条件の変化の欄で分かるように、「旧況」時（昭和 6 1（1 9 8 6）年）と「現況」時（平成 7 年（1 9 9 5）年）の約 1 0 年間に、水田面積は大幅に減少している。また畑面積も減少している。

(e) また、「減水深の増加」が事実でないことは、前記のごとき受益面積の極端な減少傾向からも推測ができるのみならず、さらに、表 2－5 牟呂松原頭首工掛りの農業用水取水量の推移の平成 1 0 年から平成 1 9 年までの 1 0 年間の牟呂松原用水掛りの農業用水の取水実績、および表 2－6 豊川用水（牟呂松原）配水実績／農水のその後の平成 2 1 年までの配水実績、図 2－1 豊川用水の農業用水供給実績の牟呂松原のとおり、農業用水取水量が増加していないことから明らかである。

表2-5 牟呂松原頭首工掛りの農業用水取水量の推移

年	年間取水量・千m ³
平成10年	65,864
平成11年	63,877
平成12年	67,040
平成13年	58,473
平成14年	65,209
平成15年	54,014
平成16年	58,412
平成17年	55,406
平成18年	62,461
平成19年	62,776

乙34の1～10より作成

表2-6 豊川用水（牟呂松原）配水実績／農水

年	年間取水量・千m ³
平成20年(2008年)	58,600
平成21年(2009年)	50,500

出典：水資源開発公団／水資源機構「水資源開発施設等管理年報」

また、相手方は、神野新田地区の「減水深増加」の事実は「減水深の調査結果（乙9p補5-6）から明らかなように、豊川水系フルプラン策定時において既に増加している」などと主張している。しかし、豊川水系フルプラン策定時に減水深が既に増加しておればその時に供給量が既に増加していなければならないが、神野新田地区のかんがい用水は牟呂松原頭首工から取水しているところ、表2-5、図2-1のとおり、豊川水系フルプラン基準年の平成15年（2003年）において取水量が減少している。

(f) フルプランの需要想定において減水深が増加したため新規需要が発生するとされる「干拓地に位置する水田地帯の一部区域」である神野新田地区の減水深は、過去17.5mm/日から現在20.2mm/日に増加したとされている（甲9B-5-16頁）。第一審判決は、これをもって「独立行政法人水資源機構が行った実際の調査結果によって確認されたもの」（第一審

判決書 p 73) と述べて、新規需要の根拠としている。

しかし、既に事業が完成している「豊川用水二期事業」（工期平成11年度～平成20年度）計画では、神野新田地区を含む牟呂用水掛りの水田の減水深（普通期）は25.3mm/日である（甲37の2枚目「豊川二期計画（設楽ダム着工前）」、「豊川二期計画（設楽ダム着工後）」各欄参照）。これは、上記した現在20.2mm/日を上回っている。この神野新田地区の減水深増加は既に先行する「豊川用水二期事業」において折り込み済みである。

（注：「豊川用水二期事業」は老朽化した既設の豊川用水施設を改築し、農業用水の安定供給等を目的とした事業である）

豊川水系フルプランの農業用水需要想定では、神野新田地区を含む牟呂用水掛りの水田の減水深（平均）は27.1mm/日としているが（甲74の3p5〈単位用水量〉の表参照）、これは既に事業が完成している「豊川用水二期事業」の減水深25.3mm/日が神野新田地区の「現在の減水深」20.2mm/日を上回っていてさらなる供給は必要がないのに、さらに供給しようとするもので、過大な想定値である。

相手方は、自ら主張する三河湾沿岸干拓地の一部水田における「減水深の増加」の根拠について、服部証人陳述書（乙49）p7「水田用水量の増加」の項でその根拠を明らかにしたとしている。

しかし、同陳述書の当該記載は単に国土審議会水資源開発部会に説明資料（乙9p補5-2、補5-6）が提出されていることを記載したにすぎず、「減水深増加」の根拠を説明したことにならないことは明らかである。しかも、相手方が説明根拠としている上記乙9p補5-6では、「減水深増加」の量は豊川水系フルプランの数値である後記27.1mm/日ではなく、20.2mm/日と記載されているのであり、同資料では全く説明になっていないのである。

また、相手方は、牟呂松原地区全体を平均した豊川水系フルプランにおける減水深は甲74の3p5〈単位用水量〉の表にある27.1mm/日であると、豊川総合用水事業における減水深25.5mm/日との差が新規需要となると主張している。

たしかに、甲74の3p5〈単位用水量〉の表には27.1mm/日の記載があるが、この単位用水量自体、その根拠となる事実の説明がされておらず、これを事実に基礎付けられたものとして信用することはできない。

甲74の3p5〈単位用水量〉の表は、同頁の説明によれば「水稻作の作付計画は、平成16年度の栽培実績及び各市町の水田農業ビジョンの目標を基に以下のとおりとした」とあるように、水田農業ビジョンの「目標」も基になっており、平成16年度の栽培実績という実績値に基づくものではない。同表の〈単位用水量〉は、現実の需要以上に用水を確保しておきたいと熱望する「作付計画」作成部署の匙加減が多分に影響している。

また、そもそも豊川水系フルプランは国土審議会水資源開発分科会の審議を経て策定されたものであるが、同分科会第2回豊川部会には「減水深の増加」の説明資料として甲9pB-5-16（なお、この資料は前記の乙9p補5-2、補5-6と全く同じ内容である）が配付され、国交省事務局からもこれに基づき説明がなされている。同資料では「減水深の増加」の事実として17.5mm/日が20.2mm/日に増加する旨説明されている。

相手方は、上記甲9pB-5-16（ないし同内容の乙9p補5-6）について、「例として記載されているだけであり、牟呂松原地区全体の減水深と比較できるものではない」とし（控訴審における相手方準備書面1p53）、豊川水系フルプランにおける「水田用水量の増加」の根拠に直結する資料ではないとしている。しかし、豊川水系フルプランにおいては水田用水量の増加は神野新田地区の減水深の増加が原因と説明され、同部会に「水田用水量の増加」の説明資料として提出されているのは上記甲9pB-5-16だけであり、また事務局もこれに基づき「水田用水量の増加」が発生する旨説明しているのであり、同資料が神野新田地区の「減水深の増加」に直結する資料ではない」とするならば、神野新田地区の「減水深の増加」の事実を明らかにする資料は存在しないことになってしまう（なお、同分科会や豊川部会の委員は、その議事録で見ると、同資料を鵜呑みにして、審議らしい審議もせず、事業者である国交省の原案を通してしまっている）。

そして、平成10年から平成19年とその後の2年間に至る12年間の

みならず、過去40年間の牟呂松原頭首工からの農業用水取水実績は増加していないことも前記のとおりである。さらに、平成11年度から平成20年度の工期で実施された「豊川用水二期事業」においても、神野新田地区を含む牟呂用水掛りの水田の減水深（普通期）は27.1mm/日ではなく25.3mm/日とされていること（甲37の2枚目「豊川二期計画（設楽ダム着工前）」、「豊川二期計画（設楽ダム着工後）」各欄参照）も控訴理由書において記載したとおりであり、神野新田地区の減水深増加が仮に存在していたとしても既に「豊川用水二期事業」において折り込み済みといえる。

このように「減水深の増加」の根拠が全く明らかになっていないにもかかわらず、設楽ダム建設に多額の税金を投入しようとする国も相手方も説明責任を全く果たそうとしていないのである。

結局、豊川水系フルプランの農業用水需要想定における前記の単位用水量27.1mm/日は、実際の需要のない過大な想定値であると言わざるを得ない。

(カ) 地区内利用可能量減少について

(a) 豊川水系フルプランの新規需要想定では、「生活雑排水等の流入による水質悪化等により、ため池等の地区内水源の利用可能な水量が減少している」として、この減少補完分が4,171千m³/年の新規需要が発生するとされている（甲33pC-4-2～3）。しかし、以下のとおり新規需要は発生しない。

(b) 使用不能又はそのおそれのあるため池は、「地区内180か所ぐらいのため池のうち30か所」とされている（国土審議会水資源開発分科会第2回豊川部会議事録21頁）が、これまでの審理を通じて相手方はこの具体的な内容を開示せず、説明しようとしなない。

東海農政局開示にかかる豊川水系フルプランの策定過程において作成された「地区内溜池調書」（甲126）によれば、地区内ため池は従前186個程度存在していたが、その内22個のため池が使用不能ないし使用していないと評価されている。使用不能とされるため池の多くは家畜汚水等の流入による水質悪化とされている。使用していないとされる多くは受益

地が無いあるいは水質悪化などとされている（「溜池調書」から使用不能等とされたものをまとめたものが表 2-7 である）。

表 2-7 ため池調書における利用可能量減少

m³

	調書番号	ため池名	有効貯水量	利用状況
1	2	野中田池	1,500	土砂堆積
2	25	馬込池	6,000	樋門不良。豊川用水と連絡が望ましい
3	35	三郎池	1,000	埋立消滅
4	52	前田池	1,500	家畜汚水による水質悪化
5	56	七股池	62,000	生活污水による水質悪化。但し用廃分離で利用可
6	57	井ノ木池	11,400	家畜汚水による水質悪化。但し用廃分離で利用可
7	58	椎の木池	7,000	家畜汚水による水質悪化
8	59	名無池	1,500	埋立消滅
9	66	長池	300	使用していない
10	69	三ツ池	11,500	受益地無く使用していない
11	76	京塚池	7,000	受益地無い。
12	80	金井場池	3,000	受益地無い
13	81	沢太郎池	1,800	受益地無い
14	106	オマリ池	2,300	水質悪化
15	108	二ツ池	1,500	受益地無い
16	110	姫栗池	6,500	水質良いが使用していない
17	113	木崩池	9,000	受益地無い
18	130	八反田池	10,000	水質悪化
19	131	大阪池	18,000	水質悪化
20	149	小間沢池	8,000	ゴルフ場施設内で使用できない
21	153	忍地池	7,800	生活污水による水質悪化
22	155	平壤池	4,000	調整池的役割、不使用

出典：東海農政局『地区内溜池調書』（甲 1 2 6）から抜粋

水質悪化の要因は家畜汚水や生活雑排水の流入であるから、畜産排水の排出規制や浄化槽、下水道の普及により改善可能であり、「使用不能」と

されるため池の多くは使用が可能となる。

また、上記「使用不能」の中には需要が失われたため使用されていないものも存在するとされているが、その場合は、このため池を豊川用水配水施設に接続してため池の水を有効利用することも可能である。

愛知県はため池保全構想を策定して、ため池の保全を進めることになっているのであるから、これにより必要かつ十分なため池を整備することが可能である。

仮に、使用不能となるため池によりかんがい用水の新規需要が発生するとするならば、新たにため池を新設すれば足りるのであり、これに比して莫大な税金を投じてかんがい地域からはるかに離れたところに設楽ダムを建設する必要は存しない。

(c) これに対し、相手方は、「使用不能」とされるため池の現況を具体的に主張することもなく、甲 3 3 の 2 を援用して使用不能となるため池によるかんがい用水の新規需要を主張するが、甲 3 3 の 2 は豊川水系フルプラン策定時における国土審議会水資源開発分科会豊川部会の審議の際に参考資料であり、同資料に記載された「減少した地区内利用可能量の補完」の説明は、「生活雑排水等の流入による水質悪化等により、ため池等の地区内水源の利用可能な水量が減少していることから、新たな水源確保が必要になっている」（甲 3 3 の 2 p C-4-3）とするのみであり、その具体的な説明は全く存しない。

また、相手方は、「地区内溜池調書」（甲 1 2 6）が「フルプランと何ら関係がない」と主張するが、同文書は平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日付で「豊川水系現行フルプランお農業用水の需要見込みに関する文書」の一つとして東海農政局から文書開示された文書であり、豊川水系フルプラン改訂に際しても資料に付されているはずである。

相手方は、「使用不能」とされるため池の現況を具体的に主張することもなく、申立人の「使用不能」とされるため池の再利用に関する主張を否定しているが、そもそも従来利用されてきたため池が利用できなくなっている理由は、被告らがため池の保全のために十分な施策を講じてこなかった結果である。

相手方が、自らの怠慢によるため池の「使用不能」を棚上げして、その分を多大な環境破壊と税金の無駄遣いを伴う設楽ダムに求めるのは、なすべきことをしておらず、設楽ダムの農業用水の必要性を基礎付ける事実とはいえないものである。

(2) 豊川用水の農業用水供給

(ア) 豊川水系フルプランの新規需要量は、①施設畑を含む受益面積増加、②神野新田地区の減水深の増加、③ため池等の地区内利用可能量の減少によると説明されているもので、いずれも豊川用水の供給量に係わるものではない。

したがって、この新規需要量の問題には、豊川用水の供給量は関係がなく、例えば豊川用水の利水安全度の程度も関係がないものである。

(イ) 図2-1 豊川用水の農業用水供給実績とおり、2009年（平成21年）までの過去40年間において豊川用水の供給実績は増加していない。

そして、豊川水系フルプランの基準年の2003年（平成15年）以降の農業用水の供給量は、最新の2009年（平成21年）までの実績によれば、2005年（平成17年）から2007年（平成19年）にかけて増加したが、その後再び減少しており、2003年頃以降は1.8億～2億の間で、横ばいに推移している。

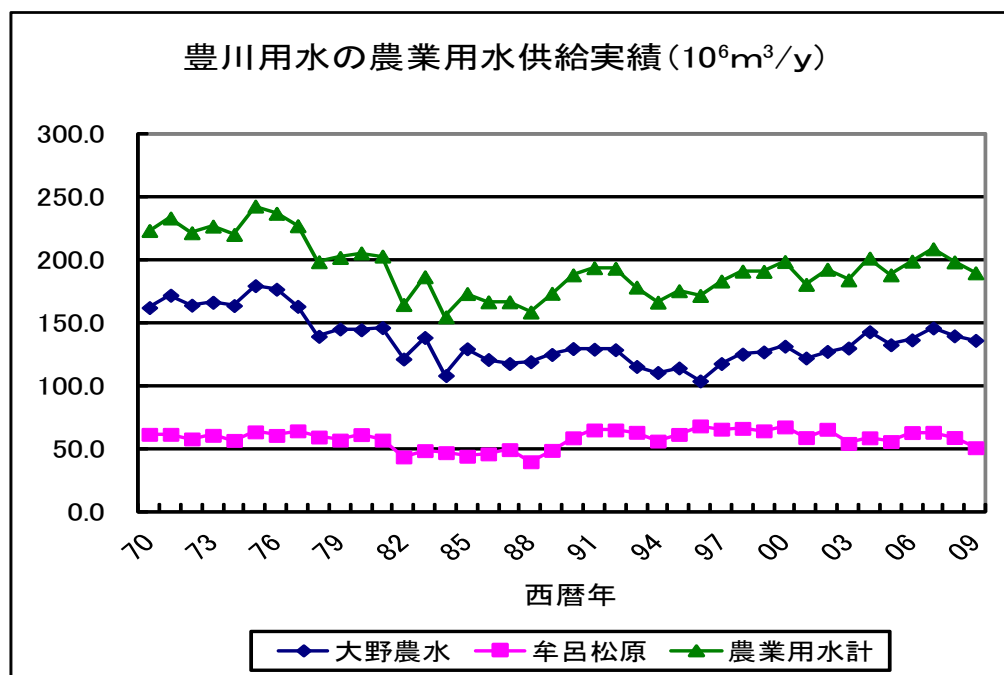


図2-1 豊川用水の農業用水供給実績

水資源開発公団／水資源機構『水資源開発施設等管理年報』より作成

(ウ) また、2005年（平成17年）は、取水制限が行われたが、観測史上最
 小の降水量を記録した年で、図2-2豊川水系年降水量に示される豊川水系
 フルプランの計画規模（近年2/20として1996年（平成8年））を上
 回る異常渇水年であった。2005年（平成17年）の豊川用水の農業用水
 供給量は1.88億 m^3 であった（図2-1）。上記1のように、豊川水系フ
 ルプランでは、新規需要量（既存水源での供給不足量）を求める需給計算に
 おいて、既開発の豊川用水の供給量は1.67億 m^3 とし、これと豊川用水需
 要量1.78億 m^3 との差の0.107億 m^3 が供給不足となるとして、これを新
 規需要量としている。異常渇水年で取水制限が行われたのであるから、20
 05年（平成17年）の供給量は、豊川水系フルプランにおける既開発水量
 1.67億 m^3 を大きく下回らなければならないはずである。しかし、同年の
 供給量は1.88億 m^3 であり、豊川水系フルプランが新規需要量（既存水源
 での供給不足量）を求めるために用いた既開発水量を上回り、また豊川水系
 フルプランでの豊川用水需要量を0.1億 m^3 上回り、供給不足にならず新規
 需要量は生じないことになるのである。

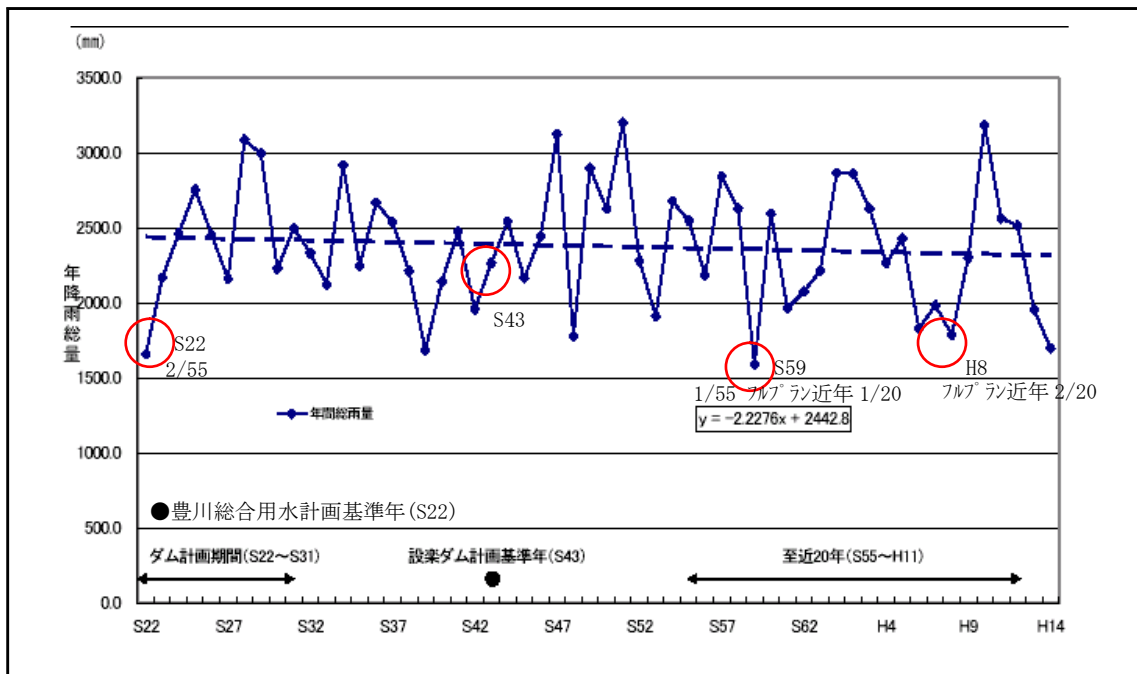


図2-2 豊川水系 年降水量（昭和22年～平成14年）

国土審議会第6回水資源開発分科会(2006年2月3日)資料8に加筆

(3) まとめ

上記のとおり、受益面積、なかでも消費水量の最も多い水田面積の大幅な減少があり、不耕作耕地が存在していること等（上記原判決理由の①が事実と反していること）、施設畑等が原審口頭弁論終結時の近年には増加していないこと（上記原判決理由の②が事実と反していること）、三河湾干拓地（神野新田地区）の水田の減水深の増加もそれを基礎づける根拠事実がないこと（上記原判決理由の③が事実と反していること）、地区内ため池の利用不可能も改善可能性があること（上記原判決理由の④が事実と反していること）、最新の供給実績事実からは豊川用水の需要増加は認められないこと（上記原判決理由の⑤が事実と反していること）、取水制限が行われた計画規模を超える異常渇水年の2005年（平成17年）の供給は新規需要量には関係がないが、それでも豊川水系フルプランの需給計算における既開発水量1.67億m³を上回る1.88億m³の供給がされて供給不足にならないこと（上記原判決理由の⑥が事実と反していること）等、その基礎となる事実と照らし、豊川水系フルプランが想定する農業用水の新規需要が発生しないことは明らかである。

豊川水系フルプランの農業用水の新規需要想定は、その基礎とされた事実が客観性や実証性に欠け、客観的、実証的な事実と乖離しているなどにより事実の基礎を欠くものである。

3 結論

(1) 上記第1で述べたように、本件においては、豊川水系フルプランの策定が、仮に合理的な裁量にゆだねられているとしても、小田急高架化事件最一判が示した裁量の逸脱・濫用に関する判断基準である、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていることにより、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるときは（判断基準①）、そのような豊川水系フルプランの策定は裁量を逸脱・濫用したものと認められるのである。

そして、一日校長事件最三判により、このような豊川水系フルプランおよびそれに基づく設楽ダム基本計画は社会通念に照らし著しく合理性を欠いており、予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があると認められ、これを原因とする本件各支出は財務会計上の違法があることになるのである。

(2) 上記のように、設楽ダムの農業用水に係る費用負担金の支出の原因となっている豊川水系フルプランは、財務会計行為時においてその基礎となる事実が客

観的、実証的な事実と乖離していて事実の基礎を欠いていると認められ、著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があり、これを根拠とする設楽ダム基本計画も著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があり、設楽ダム基本計画を原因とする本件各支出は財務会計上の違法があるのである。

- (3) 原判決は、小田急高架化事件最一判と一日校長事件最三判に基いて豊川水系フルプランが財務会計行為時においてその基礎となる事実が客観的、実証的な事実に基づけられているかを精査することなく、相手方の主張や相手方申請の服部証人の証言について事実裏付けられているかの審査もせず、相手方主張をそのまま採用しており、豊川水系フルプランの農業用水の新規需要予測が事実に基づけられているかの判断を誤っているのである。

よって、原判決は、上記小田急高架化事件最一判と一日校長事件最三判に反している。

第3 設楽ダム建設事業環境影響評価について

原判決は、ダム事業に係る環境影響評価指針省令9条1項、10条1項、14条、15条、および環境影響評価法12条1項に関する重要な事項に関する解釈を誤っている。

1 原判決

- (1) 第一審判決は、本件環境アセスがダム事業指針を満たさず、環境影響評価法12条1項に違反して違法となるという申立人の主張について、「原告らは、設楽ダム環境影響評価について、調査地域の設定を誤り、生態系や希少生物種に与える影響を過小評価しているなどとして、設楽ダム環境影響評価がダム事業指針に反し、環境影響評価法12条1項に違反すると主張し、また、設楽ダムの建設は環境に悪影響を与えるものであって違法なものである旨主張する」、「しかしながら、これらの原告の主張は、環境影響評価の方法や評価の内容についての当不当の意見をいうものであるか、又は、環境保全の観点から設楽ダムの建設の是非についての意見をいうものにすぎず、設楽ダム基本計画が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するということを理由づける主張としては足りないものである」として、原告らが指摘した本件環境アセスの内容については何らの判断を加えなか

った（第一審判決書74頁）。

- (2) 原判決は、環境影響評価の内容に関する原告の主張を一顧だにしなかった第一審判決について全面的に修正を加え、本件環境アセスの内容について判断を加えている。

環境影響評価法が環境影響評価の対象事業について、環境影響評価を実施することを事業者に義務づけており、また「環境影響評価」とは、「事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価する」（環境影響評価法2条1項）ものであり、評価の内容が合理的なものであるかがまさに問題となることから、原判決が環境影響評価の内容に踏み込んで判断を加えたことは当然のことである。

しかし、原判決の判断内容は、以下に述べるように、環境保全、生物多様性の保全を重視する環境法制の中で環境影響評価が重要な役割を果たすことを看過し、事業者の主張を鵜呑みにした判断を行っており、法令の解釈に関する重大な誤りがある。

2 環境保全、生物多様性保全を重視する環境法制の中での環境影響評価法の位置づけ

- (1) 1993年（平成5年）に制定された環境基本法は、第3条において「環境の恵沢の享受と継承等」と題して「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。」と規定し、第4条において「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」との表題で「環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。」と規定している。

(2) このように、環境基本法は、わが国における環境保全の必要性について、①環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること、②生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていること、を踏まえて、③環境保全は、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない、という基本原則を示している。そして、④環境保全の目標について、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することとし、⑤環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されること、また、⑥科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれること、が必要であることを規定している。

(3) 1997年(平成9年)に制定された環境影響評価法は、第1条において「土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。」と環境影響評価法の目的を規定し、第3条において「国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円

滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。」と国等の責務を規定している。

このように、環境影響評価法は、上述した環境基本法の環境保全に対する考え方、すなわち、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減する、科学的知見の充実のもとに環境の保全上の支障が未然に防がれることが必要であるとの考えを具体化するために、環境影響評価が必要であるというものであって、単に事業を実施する上での手続を規定したものではない。

(4) 環境影響評価法制定後にも、環境保全に関する法制は発展を見せている。特に、1993年（平成5年）に締結された生物の多様性に関する条約（略称「生物多様性条約」）を受けて2008年（平成20年）に制定された生物多様性基本法は重要である。

生物多様性基本法は、前文において「生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。／人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。／一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊…等の深刻な危機に直面している。」として「我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。」ということを宣言している。そして、第3条1項において「生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。」という種の保存と多様な自然環境の保全の必要性の

確認、また同条3項において「生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。」として、科学的未解明性と損なわれた生物多様性の再生困難性を前提とした予防的な取組およびモニタリングと順応的な管理を基本原則として確認している。

このような生物多様性保全法の考え方は、環境影響評価の手法、目的にも反映せざるを得ない。

- (5) 以上のように、環境影響評価においては、環境基本法、生物多様性基本法が規定する環境保全、生物多様性保全の措置を実現するために、事業の実施に先立って環境影響を事前に予測、評価することによって、環境、生物多様性への影響を回避、低減ないし減少させるために行う、という法体系が形成されている、

このように、環境影響評価が、環境保全を目的とする環境法制の中で大きな役割を占めることを考えるならば、本件環境アセスについて「その環境影響評価項目の設定、それぞれの評価項目ごとの調査及び予測の手続、予測結果、環境保全措置及び事後調査の実施内容並びに評価の結果等については、いずれも特段不合理または不適切な点があるとは認められ」ないとした原判決には、以下に指摘するように環境影響評価法の解釈に重大な誤りがあるといわざるを得ない。

3 原判決の環境影響評価法に関する重大な解釈の誤り

(1) 本件環境アセスに対する原判決の評価

原判決は上述したように、本件環境アセスの「調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、設楽ダム建設事業の実施により選定項目に係る環境要素に呼ぶおそれのある影響が、事業者により実行可能な範囲でできるだけ回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の

保全についての配慮が適正になされていると評価する。また、選定項目に係る環境要素に関して、国または愛知県が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準または目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると評価する。」という総合的評価を引用した上で、本件アセスについて「その環境影響評価項目の設定、それぞれの評価項目ごとの調査及び予測の手続、予測結果、環境保全措置及び事後調査の実施内容並びに評価の結果等については、いずれも特段不合理または不適切な点があるとは認められず、上記の総合的な評価もこれを是認することができ」、「上記内容の設楽ダム環境影響評価を踏まえて策定された設楽ダム基本計画が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過することができない違法があるということはない」とし、申立人の指摘した調査地点及び調査地域の設定の不合理性、設楽ダムが希少生物や生態系に与える評価の不合理性、アーマーコート化など河川環境への悪化の評価の欠如などについて、申立人の指摘を否定している。

(2) 原判決の重大な法令解釈の誤り

しかし、原判決の、申立人が本件環境アセスについて具体的に指摘した問題点を否定する判断は、上述した環境保全、生物多様性保全という視点からの環境影響評価のあり方を無視したものであり、法令解釈に重大な誤りがある。

(ア) 調査地点及び調査地域の設定の不合理性

申立人は、本件環境アセスの調査地点及び調査地域が、ダム建設予定地より下流域においては布里地点までとされており、特に水質が悪化している三河湾について設楽ダム建設の与える影響が環境影響評価の対象とされていないことを、本件環境アセスの問題点として指摘し、本件環境アセスが調査地域の範囲の定め方を規定しているダム事業指針3条に違反することを主張してきた。

(a) これに対して、原判決は、「調査地点の設定については環境大臣及び国土交通大臣から格別の意見は述べられていない」、「一般的に下流ほど支流からの流入水による希釈作用及び自浄作用が増すことから、ダムの集水域の面積の3倍程度に相当する範囲を調査地域とし、さらに影響が考えられる場合に適宜調査地域を拡大することとされていること並びに上記布里地点を含む調査地域が存する流域面積は、設楽ダムの集水域の面積の約4

倍であること」、「水質については今後の監視がされ、その結果に応じた必要な措置が講じられることが見込まれること」とし、更に括弧書きの中で申立人が三河湾への環境影響として特に指摘したエスチュアリー循環について、「エスチュアリー循環については、設楽ダム供用により新たに取水される水量をダムの新規利水容量程度と考えると、その量は、年間約1300m³であり、三河湾全体の水量約55億m³の0.2%にすぎないし、豊川から三河湾へ注ぐ水量は毎年の変動が激しく、設楽ダム供用により新たに取水される水量よりも大きいこと、豊川流量の増減割合が海水交換量の変動割合に直結するのではなく、風速、風向き、気温等の諸要素が相乗して海水交換量が決まると考えられるので、設楽ダム供用後の新たな取水による三河湾の水質への影響は小さいものと判断される」と述べている。

- (b) しかし、一般的にダムの集水域の面積の3倍程度に相当する範囲を調査地域とするとされているのは、原判決も述べているように、「下流ほど支流からの流入水による希釈作用及び自浄作用が増す」と考えられることを根拠としている。ところが、ダム建設による下流地域への影響は、ダム建設により水質の悪化したダム湖の水が下流に流れることに尽きるものではない。水質が悪化した水がダムから放流されることによって下流域の水質に与える影響に限って評価するのであれば、「支流からの流入水による希釈作用及び自浄作用が増す」ことを重視することができるかもしれない。しかし、ダムのような河川を横断する人工構築物の建設とその運用は、砂の流下量の減少や海への流入量の減少とりわけ大きい流量の減少を引き起こし、下流河川、遠くはなれた海にも影響を与える可能性があることが指摘されているのである。実際、豊川用水の完成と運用によって、施設が建設されて砂の供給を絶たれた宇連川では砂がなくなるとアーマーコート化が生じ、豊川の流入する三河湾では、豊川の三河湾への流入量が減少し、鉛直循環流の流量減少をもたらす、三河湾の水質悪化の原因の一つとなっていることが科学的知見として示されているのである。このような科学的知見に基づいて、設楽ダムの建設が三河湾の環境に与える影響の有無、程度を評価することが必要だという指摘がなされているにもかかわらず、水質の悪化した水が下流域に与える影響を念頭においてダムの集水域の面積

の3倍程度を調査地域とするとされていることを理由に、三河湾など布里地点より下流の地域を調査地域に含めないことを合理化するのは、予防原則を掲げる生物多様性保全法の基本原則を無視するものであり、環境影響評価法の解釈を誤っている。

- (c) また、原判決は、相手方の主張を援用して設楽ダムの建設が三河湾のエスチュアリー循環に与える影響を否定している。その理由として、原判決は「設楽ダムの供用により新たに取水される水量をダムの新規利水容量程度と考えると、その量は、年間約1300m³であり、三河湾全体の水量約55億m³の0.2%にすぎない」という。

しかし、申立人は、三河湾では、表層が温められ表層と低層の温度差が大きく湾内水の循環流が起こりにくい夏季においては、多雨期であることにより中小出水によって発生する大きめの河川流量によってエスチュアリー循環流が大きくなることによって貧酸素化が生じにくくなっているにもかかわらず、設楽ダムの建設（新規利水容量と流水正常機能維持容量）と運用によって、豊川の流量を中小出水による大きな流量をなくして平準化すれば、夏季の大きめの河川流入量が少なくなり、その結果、三河湾のエスチュアリー循環流が弱くなり、水質悪化がもたらされると指摘しているのである。これに対して、原判決は新規利水容量と三河湾全体の水量の比率のみに目を奪われ、川の流量変動を伴う大きめの流入量の三河湾のエスチュアリー循環に対する機能を低く評価している。また、原判決は、豊川流量の大きさ、風速、風向き、気温等の諸要素が相乗して海水交換量が決まると考えられていることを指摘する。しかし、他の要素によって豊川流量に代替することはできない。原判決が指摘する諸要素がそろったときに海水交換量が大きくなるのであり、豊川流量が小さくなれば海水交換量は小さくなることは明らかである。原判決は、申立人の主張をまともに検討したものとはいえない。

エスチュアリー循環に関する最大の問題は、相手方が、環境影響評価を実施することなくエスチュアリー循環の影響を否定する主張を行っていることなのである。「設楽ダムの建設によるエスチュアリー循環への影響を否定することができるかどうか」、この点について科学的知見に基づく確

認をするために、環境影響評価が行われなければならないのである。環境影響評価に基づくことなくエスチュアリー循環の影響はないと評価した原判決は、その点でも、本来環境影響評価によって確認されるべき科学的知見を、環境影響評価を実施しない根拠としていることで論理的に矛盾しており、環境影響評価法の解釈を誤っている。

(d) 以上のとおり、原判決は、環境影響評価法の解釈を誤ったもので、ダム事業指針3条の重要な条項の解釈に誤りがある。

(イ) 設楽ダムが希少生物や生態系に与える評価の不合理性

(a) ネコギギについて

申立人は、本件環境アセスが、設楽ダムの建設が、国の天然記念物であるネコギギの生息環境に与える影響を過小評価していること、本件環境アセスがネコギギに関する環境保全措置として定める移植について、技術的に確立していないことから、ネコギギに関する本件環境アセスが環境影響評価法に違反することを主張していた。

a これに対して原判決は、「設楽ダムの建設がネコギギの生息環境の与える影響を過小評価しているとは認められない上、事業者は移植という環境保全措置を講じることとし、現にこれを実施し、その成果の確認作業をしているのであるから、ネコギギに係る設楽ダム環境影響評価がダム事業指針14条及び15条に違反しているということとはできない」とし、特に移植については「移植は、現生息地の生息状況等から生息に適する環境条件を確認し、専門家の指導及び助言を得ながら移植先の動植物の生息及び生育の各状況の調査結果を踏まえて移植適地を選定するなどしていくものであって、その効果が発揮されるには時間がかかると推認されること並びに現に3個体が確認されたこともあったことに照らせば、現時点において移植が実現可能性がないと断ずることはできない」
「環境影響をできる限り回避し、低減することができるような、移植に代わる環境保全措置があるとは認められない」として環境保全措置としての移植を全面的に肯定する判断を示した。

b しかし、かかる原判決の判断は、環境保全措置の実効性について軽視するという点で、環境保全、生物多様性を保全するための環境影響評価

を実施するという観点を根本に欠いており、環境影響評価法の解釈に重大な誤りがある。

原判決は「移植は、現生息地の生息状況等から生息に適する環境条件を確認し、専門家の指導及び助言を得ながら移植先の動植物の生息及び生育の各状況の調査結果を踏まえて移植適地を選定するなどしていくものであって、その効果が発揮されるには時間がかかると推認される」とするが、実効性のない環境保全措置では、環境を保全することはできない。環境大臣及び国土交通大臣は、「設楽ダム環境影響評価書に対し、「本事業は、豊川上流に生息するネコギギの重要な生息域のうち、事業実施区域における生息域を消失させることから、その生息域の改変に当たっては、下記の点を含む必要な対策を講じること。本評価書においては、環境保全措置として改変区域内に生息する個体を改変区域外の生息適地へ移植することを掲げているが、現段階ではネコギギの移植に関する知見及び移植の事例は少なく、措置の効果に係る知見が十分に得られているとは言えないことから、移植については、十分慎重に実施することとの意見を付しているのである。

また、原判決は「効果が発揮されるには時間がかかると推認される」とするが、事業着工時には「効果が発揮」されるものでなければ環境保全措置たり得ない。本件環境アセスが、ネコギギに関して環境保全措置として「移植」を選択した以上、「移植」によって当該種の「保全」という効果が発揮できることが論理的な前提であり、効果が発揮できない場合には、適切な環境保全措置を講じたことにはならないから、当該環境影響評価は違法となるというほかない。「効果が発揮されるには時間がかかると推認される」などというのは、科学的知見を軽視した願望を述べるものであり、環境影響評価の適法・違法の判断を行ったものとはいえない。

ましてや、240個体を放流した中で1～3個体の生息が確認されただけという実験の結果について、原判決が「現時点において移植が実現可能性がないと断ずることはできない」などと評価していることは、実験結果に対する科学的評価を回避し、こじつけに終始したものというほ

かない。

(b) クマタカについて

申立人は、国が絶滅危惧種 I B 類に指定しているクマタカが設楽ダム建設予定地には 3 つがい生息しているが、クマタカが生息しうる豊かな生態系が、設楽ダムの建設によっても保全されるかどうかの事前予測が必要であるにもかかわらず、クマタカに関する本件環境アセスは設楽ダムの建設工事の実施に伴う影響に限って対策を講じようとするものにすぎないことから、ダム事業指針 9 条、10 条によって求められている水準の予測及び評価を行っていない違法がある旨主張してきた。

a 原判決は、「クマタカに係る環境影響評価調査の手法は予測及び評価をする上で必要とされる水準が確保されており、また、予測の手法も評価をする上で必要とされる水準が確保されているものと認められるから、クマタカに係る設楽ダム環境影響評価は、ダム事業指針 9 条 1 項及び 10 条 1 項に違反するものではない」、「控訴人らは、目視による食性調査では不十分であるとか、繁殖率低下の原因を解析する必要があるとか、クマタカが世代更新をして生息していくことができる生態系を維持することができるのかという検討が必要であるなどと主張するが、本件において、ダム事業指針 9 条 1 項及び 10 条 1 項の規定により、設楽ダムの建設並びにその存在及び供用がクマタカの生息環境に与える影響についての調査及び予測について、上記のような諸点まで対象とすることが求められると解すべき事情があると認めるに足りる的確な証拠は見あたらない」として申立人の主張を排斥している。

b 原判決は、「クマタカの生息環境に与える影響についての調査及び予測について、… [クマタカが世代更新をして生息していくことができる生態系を維持することができるのかなど] のような諸点まで対象とすることが求められると解すべき事情があると認めるに足りる的確な証拠は見あたらない」と述べる。

しかし、ダムが建設され、湛水された結果、広範な土地が水没し、ダム湖になることは明白な事実である。そして、設楽ダム建設予定地周辺に生息するクマタカは、水没地に生息する動物を捕食している可能性が

極めて高いのである。すなわち、設楽ダム建設予定地周辺は、豊かな生態系を有しており、クマタカは設楽ダム建設予定地周辺の豊かな生態系の頂点に立つ動物として、その生態系を代表しているのである。したがって、設楽ダム建設によって広範な土地が水没することになっても、クマタカが生息することができる生態系が保全できるのかどうかという観点の評価は、種としてのクマタカの保全のためにも不可欠なのである。

クマタカに関する環境影響評価においては、餌としている動物が生息している可能性の高い空間が水没するという重大な改変が加えられる以上、クマタカの生存が可能な生態系が保全されるのかという観点の評価は不可欠であり、このことは経験則をまともに適用すれば明らかである。

したがって、「的確な証拠は見あたらない」などとしてクマタカに関する環境影響評価において、クマタカが生息することができる生態系が保全されるのかどうかという観点からの評価を不要とした原判決は不当極まりないというほかない。

(c) ナガレホトケドジョウについて

申立人は、国の絶滅危惧種ⅠＢ類に指定され、愛知県のレッドデータブックによっても絶滅危惧Ⅱ類とされているナガレホトケドジョウについて、東海地方に生息するナガレホトケドジョウが新種の可能性があるとの研究成果が発表されていることを踏まえ、ナガレホトケドジョウに関する環境影響評価について再評価をするべきであり、再評価を行わない以上本件アセスは環境影響評価法１２条１項に違反する旨主張してきた。

a 原判決は、「ナガレホトケドジョウは設楽ダム環境影響評価の対象に選定されているのであるから、ダム事業指針６条１項、３項及び４項に違反するとは認められないし、ナガレホトケドジョウに係る環境影響評価の手続は予測及び評価をする上で必要とされる水準が確保されておるものと認められるから、設楽ダム環境影響評価のうちナガレホトケドジョウに関する部分がダム事業指針９条１項及び１０条１項に違反するものではない」、「控訴人らは、豊川に生息するナガレホトケドジョウは新種の可能性があるから、保全の必要性は高く、設楽ダム建設事業の実施が環境に及ぼす影響について再評価する必要がある、環境保全措置を

検討することにより種を保存する予防的な取組及び事業実施後も生息状況を監視することが要請される旨主張するが、豊川に生息するナガレホトケドジョウが新種であると確定したわけではないから、現時点において、控訴人らが主張する措置をとる必要があるとは認められない。なお、上記認定事実によれば、事業者が環境保全措置を検討しなかったことはこれを是認することができる」、「また、控訴人らは、豊川に生息するナガレホトケドジョウは新種の可能性があるから、少なくとも10の生息確認地点相互の関連やそのうち3つの確認地点が直接改変されることに伴う他の7つの確認地点における持続可能な生育の可能性の検討が行われなければ、ダム事業指針が要求する調査及び予測の水準を充たしていない旨主張するが、本件において、ダム事業指針により、設楽ダムの設置がナガレホトケドジョウの生息環境に与える影響についての調査及び予測に上記の諸点についての調査を尽くすことまでが求められると解すべき事情があることを認めるにたる的確な証拠は見あたらない」として、申立人の主張を排斥している。

- b 原判決は、東海地方に生息するナガレホトケドジョウが新種である可能性を指摘した研究成果があるにもかかわらず、「豊川に生息するナガレホトケドジョウが新種であると確定したわけではないから、現時点において、控訴人らが主張する措置をとる必要があるとは認められない」とする。

しかし、豊川に生息するナガレホトケドジョウが新種であると確定しなければ、再評価を実施しなくてもいいということにはならない。後に豊川に生息するナガレホトケドジョウが新種であることが確定したとしても、それまでに事業の進行によって新種とされたナガレホトケドジョウの生息環境が破壊される可能性があるからである。そのため、生物多様性基本法は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法…により対応する」ことを基本原則

に掲げているのである。

したがって、本件環境アセス後に判明した東海地方に生息するナガレホトケドジョウが新種である可能性があるという科学的知見を踏まえて、生物多様性を保全する予防的な取組方法として、環境影響の再評価を行うことは生物多様性基本法が要請するものであり、「新種であることが確定する」まで対応する必要がないかのように判断する原判決の姿勢は、生物多様性基本法、環境影響評価法の解釈を誤ったものである。

(ウ) アーマーコート化など河川環境への悪化の評価の欠如

申立人は、設楽ダム建設によって、ダム上流部における堆砂、それによるダム下流への砂礫の流出の停止とダム下流の既存の砂礫の流失による河床のアーマーコート化（粗粒化）が起こる可能性が高いことを指摘し、この点についての環境影響評価も不十分であることを主張してきた。

(a) これに対して、原判決は「設楽ダム建設が豊川の環境に与える影響についての調査及び予測は、ダム事業指針9条1項及び10条1項所定の水準を確保していると認められる」として、申立人の主張に具体的な判断を加えていない。

(b) しかし、ダム建設によってダムの下流に砂礫が供給されにくくなり、岩盤がむき出しになり、大出水時に流下する砂礫によって研磨されない角石の浮石ばかりが残るといった河床の粗粒化（アーマーコート化）現象は、豊川水系の宇連川で、宇連川水系ダム群が建設されたことによってアーマーコート化が進行したことなどによって明らかになっている顕著な事実である。

本件環境アセスは、河床の変化の予測において、一部砂礫（一部とは、拳大の粒径20～100mm以下のもの、特に粒径20mm以下の小礫や砂であって、岩盤や巨石の水裏部にあるものを除くものを指すことは明白である）が減少することから、河床構成材料が変化することと予測しているものの、岩盤や巨礫は変化しないこと、水裏部にある砂礫やこれらに支えられている拳大の礫は残存することから変化は小さいと予測している。

しかし、本件環境アセスによっても、岩盤や巨石の水裏部にある砂礫やこれらに支えられている拳大の礫が残存するだけで、それ以外の拳大の礫

以下の粒径の砂礫はほとんどがなくなると予測されている。また、どの程度の大きさの礫が流されるかを決定する流速の大きさ（洪水の大きさ）を本件環境アセスは明らかにしておらず、本件環境アセスによってはアーマーコート化を正しく予測することはできない。

また、本件環境アセスでは、寒狭川本川の砂礫の減少を予測している一方、当貝津川等の支流からの砂礫の供給が期待できるということも指摘しているが、支流から供給される砂礫の量も予測しておらず、単なる期待にとどまっている。

このように、本件アセスは、アーマーコート化についても、科学的知見に基づく予測を行っていない。

したがって原判決は、アーマーコート化など河川環境に与える影響に関する本件アセスの問題点についての判断を誤っているのである。

- (3) 以上のように、本件環境アセスが、調査地点及び調査地域の設定が水域に関する科学的知見から不合理であること、設楽ダム建設がネコギギ、クマタカ、ナガレホトケドジョウという希少生物や生態系に与える影響の評価が不合理であること、アーマーコート化など河川環境への悪化の評価の欠如していることといった違法があるにもかかわらず、これを認めない原判決は、環境法体系のもとでこれらの環境保全のために環境影響評価が重要な役割を有していることを理解しないもので、環境影響評価法12条1項および同法に基づくダム事業指針省令3条、9条1項、10条1項、14条、15条に関する重要な事項の解釈を誤っている

4 結論

- (1) 本件においては、ダムの建設を具体的に定める設楽ダム基本計画が、仮に河川管理者等の合理的な裁量にゆだねられているとしても、当該計画の決定は、その環境影響評価が環境影響評価法令に従ったものでなければならず、これに違反したものであってはならない。そして、一日校長事件最三判により、その環境影響評価が環境影響評価法令に従わず、これに違反した設楽ダム基本計画は社会通念に照らし著しく合理性を欠いており、設楽ダム基本計画には予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵がありこれを原因とする本件各支出は違法があるのである。

(2) 上記のように、本件環境アセスが違法であることを認めない原判決は、環境影響評価法12条1項および同法に基づくダム事業指針省令3条、9条1項、10条1項、14条、15条に関する重要な事項の解釈を誤っているものであって、是正される必要がある。

第4 ダム堤体・ダム湖予定地およびその周辺部の地盤について

原判決の判断は、小田急高架化事件最高裁第一小法廷平成18年11月2日判決（民集60巻9号3249頁）および一日校長事件最高裁第三小法廷平成4年12月15日判決（民集46巻9号2753頁）と相反する。

1 申立人の主張に対する原判決の基本的な考え方

原判決は、「火山国であり、地震国である我が国において、大規模施設を建設するにつき、その地盤の安定性、地震等の災害に対する耐力等の要素が極めて重要視されるようになってきていることは周知の事実であり、設楽ダムについても、予定地の地盤がダムの基礎地盤として長期にわたって安定した状態が確保され得るものであるかについては、科学的見地から、慎重かつ十分に検討される必要があるというべきであり、新しい知見が生じた場合には、それをも踏まえて上記の問題が検討されるべきものと考えられる」との基本的な考え方を示した。

また、申立人が提出した報告書等（甲154、165、167、175）について、「これらの書面に記載は、国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所等の依頼によってされた各種ボーリング調査等の各種調査、その分析結果等に基づいて、これらに専門的科学的見地からの分析及び検討を加えて導いた結論を記したものと認められるから、それらの基礎とされたデータ自体は正確なものであり、上記の分析等の方法及び過程もしかるべき根拠を有しているものと一応考えられる」との基本的な評価を示した。

2 原判決の上記基本的な考え方・評価と原判決の判断

(1) 地盤の脆弱性の問題

(ア) 二重山稜地形

(a) 原判決は、予定地右岸・松戸地区の二重山稜地形が大規模な地すべり地形であるとの申立人の主張について、「控訴人らが援用する上記2葉の写真の画像の状況は、控訴人らの上記の主張に沿うものであるかのようにもみえる」とし、また、「予定地及びその周辺部分については今後なお調査、

解析等による解明を待たざるを得ない部分がある」と認めている。

しかし、原判決は、国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所等の依頼によってされた平成9年度調査における、二重山稜地形が岩盤すべりによって形成されたものではなく、地質状況の差等に起因して浸食状況に差異が生じて形成されたという判断が「誤っており、そのために予定地にダムの建設用地としての適格性がおよそないとも断じ得ない」と判断した。

(b) しかし、平成9年度調査で現地確認をしたところは、申立人が援用する2葉の写真と同じところである。

上記2葉の写真では、沢の右側（東側）には割れ目は密着していて比較的堅硬な砂質片岩が分布するのに対して、沢の左側（西側）には開口亀裂が発達し、岩塊がブロック化して緩みが顕著な砂質片岩が見られている。また、中央の沢には急傾斜の亀裂を有する硬質岩盤の露頭が見られる。

これに対して、平成9年度調査における写真は単に遠くから樹木の生えている風景を写しているだけで、樹木の中に分け入って、上記の沢の右側（東側）と左側（西側）の健岩の不連続、特に、寒狭川側である左側（西側）の開口亀裂が発達して岩塊がブロック化して緩みが顕著な岩盤性状を写しておらず、これを見落としている。

したがって、平成9年度調査が、現地確認の結果、小沢を横断して健岩露岩が連続していることを確認し、大規模な地すべりを想定しがたく、地質状況の差などに起因する差別的な侵食地形の可能性が高いと判断しているのは、調査不十分で誤っているのである。そして、平成9年度調査も、松戸地区の二重山稜地形は寒狭川側に移動する大規模な地すべりを反映する頭部陥没部の可能性を有しているというように、寒狭川側に移動する大規模な地盤変動の可能性があるのである。

(イ) 緩みゾーン

原判決は、申立人が主張するとおり、「予定地左岸及び右岸上流にも分布する強風化部のうち緩みゾーンに相当する箇所は、特に強風化部が深部まで分布しており」、緩みゾーンの地盤は、「ダムの基礎を支持するには足りないものと認められる」とした。

また、松戸地区について、「控訴人らの主張するように、過去地すべりが

発生していた蓋然性を全く否定することはできない」とした。

ただ、そうであっても、「予定地の地盤の安定性に問題があるために、設楽ダムの建設用地としての適格性自体がないと評価するものではなく、上記のような予定地の地盤の状況を踏まえてダムの堤体の配置につき検討すべき」であって、「予定地がダム建設用地としての適格性がないと断じうるかは明かではない」と判断した。

(ウ) 等粒状閃緑岩の問題点

原判決は、申立人が主張するとおり、「予定地右岸及びその周辺部に存する等粒状閃緑岩は、風化及びこれによるマサ化によって透水性が高い部分が存するものと認められる」とした。

しかし、「等粒状閃緑岩がダム堤体の設計の支障となる深さまで風化していることはないとの国土交通省中部地方整備局の判断が誤っており、透水性に重大な問題があるために予定地にはダム建設用地としての適格性がないと断ずるには至らないというべきである」と判断した。

(エ) 予定地左岸深部の高透水層の問題点

原判決は、申立人が主張するとおり、「予定地の左岸においては高透水層がみられる」とした。

しかし、それゆえに「設楽ダムの建設に当たっては、基礎処理に留意する必要があることが認められるものの」、「上記の透水性の問題ゆえに、予定地にダム建設用地としての適格性がないとまで断定したものであるとは認められない」と判断した。

(オ) 小括

このように、原判決は、申立人が指摘するダム予定地の地盤の脆弱性について、その存在を認め、あるいは、その可能性を認めながら、「予定地にダムの建設用地としての適格性がおよそないとは断じ得ない」と強弁した。

しかし、ダムの建設に際し、予定地およびその周辺部の地盤が強固か脆弱かは、そもそもダム建設ができるかという建設自体の可否、多少の脆弱さが見られるのであればその回避のためにどのような対策が可能かという技術的安全性、および、その対策のために（強固な地盤と比べて）建設費用がいくらになるか、という支出の前提となる問題である。

地盤の脆弱性を認めながら、建設自体の可否については建設可能であると強弁し、脆弱性回避のための技術的安全性に言及しないままでは、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていて、裁量判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているといわざるをえない。

(2) ダム貯水池からの問題

(ア) 原判決は、申立人が主張するダム貯水池の諸問題、すなわち、周辺地区への水漏れ等、断層の水みち化、断層が横断する稜線部から集水域外への水漏れ等の問題について、いずれの問題についても否定しないまま、「予定地に設楽ダムを建設することを避けなければならないと認める的確な証拠は見出し難い」と一方的に断言するのみである。

そのうえ、原判決は、平成21年度報告書が、ダム堤体の建設について、堤体部の高透水部の存在による水漏れが予定地にダム堤体を建設すること自体を避けなければならないと結論付けていないことを、ダム堤体よりも上流のダム貯水池からの漏水について問題はないことの根拠としている。しかし、ここで問題となっているのは、ダム堤体より上流のダム貯水池から基盤岩の領家変成岩類（風化が進行し透水性が高い）と第三紀層との南東に傾斜している不整合面とこれを切る断層破碎帯を通じて貯水池の水が周辺地域とりわけ南東地域に水漏れする問題であって、ダム堤体の漏水ではない。ダム堤体部の透水性に関する平成21年度調査を引用しても何の意味もない。

(イ) ダムの建設に際し、ダム貯水池から予定地周辺地区への水漏れ等が起きないかといった問題は、ダム建設ができるかという建設自体の可否、多少の危険性が見られるのであればその回避のためにどのような対策が可能かという技術的安全性、および、その対策のために（水漏れ等の可能性がない場合と比べて）建設費用がいくらになるか、という支出の前提となる問題である。

水漏れの可能性等を認めながら、建設自体の可否については建設可能であると強弁し、水漏れ等の回避のための技術的安全性に言及しないままでは、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていて、裁量判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているといわざるをえない。

(3) 新たな断層の問題

原判決は、F-3断層はM36孔の深度47m付近の破碎帯に対応している、

F-3断層はM-37孔および横坑TR-4の破碎帯にも連続しているとの申立人の主張について、明確に否定しないまま、「F-3断層の浅部への連続はM36孔まで達しないと判断」しても、その「判断に重大な誤りがあり、そのために設楽ダム基本計画が著しく不合理であるとは認められない」と一方的に断言した。

ダムの建設に際し、予定地およびその周辺地区の断層の状態を正確に把握することは、ダム建設ができるかという建設自体の可否、多少の危険性が見られるのであればその回避のためにどのような対策が可能かという技術的安全性、および、その対策のために（水漏れ等の可能性がない場合と比べて）建設費用がいくらになるかという支出の前提となる。

F-3断層の連続性について曖昧なままで、建設自体の可否については建設可能であると強弁するのみで、技術的安全性に言及しないままでは、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていて、裁量判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているといわざるをえない。

(4) 小括

翻って、原判決は、「火山国であり、地震国である我が国において、大規模施設を建設するにつき、その地盤の安定性、地震等の災害に対する耐力等の要素が極めて重要視されるようになってきていることは周知の事実であり、設楽ダムについても、予定地の地盤がダムの基礎地盤として長期にわたって安定した状態が確保され得るものであるかについては、科学的見地から、慎重かつ十分に検討される必要があるというべきであり、新しい知見が生じた場合には、それをも踏まえて上記の問題が検討されるべきものと考えられる」との基本的な考え方を示していた。

しかるに、原判決は、申立人によるダム建設予定地およびその周辺部における地盤等の各問題について、申立人の主張に沿った事実の可能性を認め、あるいは、申立人の主張を否定しないまま、設楽ダムの建設は可能であると一方的に断言した。これでは、「予定地の地盤がダムの基礎地盤として長期にわたって安定した状態が確保され得るものであるかについては、科学的見地から、慎重かつ十分に検討」しないまま、建設は可能だとの結論のみを一方的に示したに等しい。

これでは、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていて、そのような判断の内容は社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているものといわざるをえない。

3 結論

(1) 上記第1で述べたように、本件においては、ダム建設を具体的に定める設楽ダム基本計画の決定が、仮に河川管理者等の合理的な裁量にゆだねられているとしても、小田急高架化事件最一判は裁量の逸脱・濫用に関する判断基準として、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていることにより、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるときは（判断基準②）、裁量を逸脱・濫用したものと認められるのである。

そして、一日校長事件最三判により、このような設楽ダム基本計画は社会通念に照らし著しく合理性を欠いており予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があると認められ、これを原因とする本件各支出は財務会計上の違法があることになるのである。

(2) 上記のように、設楽ダムの建設を定めた設楽ダム基本計画は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いていて、そのような判断の内容は社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているものであり、設楽ダム基本計画は著しく合理性を欠いていて予算執行の適正確保の見地から看過できない瑕疵があり、これを原因とする本件各支出は財務会計上の違法があるのである。

(3) このことを否定した原判決は、上記小田急高架化事件最一判と一日校長事件最三判に反している。

	水田	畑	樹園地	80 合計
豊橋市	3114	3537	858	7509
豊川市	707	745	125	1577
蒲郡市	174	102	804	1080
新城市	1011	427	443	1881
一宮町	318	375	201	894
小坂井町	159	148	54	361
御津町	307	137	111	555
田原町	904	1226	244	2374
赤羽根町	285	590	4	879
渥美町	735	2115	25	2875
静岡湖西市	415	358	332	1105
total	8129	9760	3201	21090 (ha)

	水田・畑面積の推移 (ha)		(%)
	80	05	05年値 /80年値
水田計	8129	4983	61.29
畑計	9760	8879	90.97
樹園地計	3201	2032	63.48
農地合計	21090	15894	75.36

	水田	畑	樹園地	90 合計
豊橋市	2584	3409	811	6804
豊川市	607	683	76	1366
蒲郡市	112	90	681	883
新城市	894	388	357	1639
一宮町	268	371	141	780
小坂井町	143	129	37	309
御津町	254	156	78	488
田原町	734	1307	123	2164
赤羽根町	200	601	2	803
渥美町	456	2322	24	2802
静岡湖西市	279	324	291	894
total	6531	9780	2621	18932 (ha)
80年比	80.34	100.2	81.88	89.76 (%)

	水田	畑	樹園地	00 合計
豊橋市	2258	3411	785	6454
豊川市	569	674	66	1309
蒲郡市	80	99	571	750
新城市	799	340	274	1413
一宮町	243	286	103	632
小坂井町	135	116	27	278
御津町	252	127	78	457
田原町	646	1430	110	2186
赤羽根町	177	467	1	645
渥美町	350	2161	16	2527
静岡湖西市	240	417	190	847
total	5749	9528	2221	17498 (ha)
90年比	88.02	97.42	84.34	92.43 (%)

	水田	畑	樹園地	05 合計
豊橋市	1997	3191	688	5876
豊川市	446	505	44	995
蒲郡市	42	70	522	634
新城市	666	236	206	1108
一宮町	224	266	80	570
小坂井町	108	89	18	215
御津町	191	111	69	371
田原市	815	1973	232	3020
赤羽根町				0
渥美町	295	2105	18	2418
静岡湖西市	199	333	155	687
total	4983	8879	2032	15894 (ha)
2000年比	86.68	93.19	91.49	90.83 (%)

表 2 - 2 経営耕地の状況

単位：経営体数・経営体/面積・ha

	経営耕地 総面積	田										畑 (樹 園 地 を 除 く)								樹 園 地		
		稲 を 作 っ た 田		二毛作した田		稲以外の作物だけ を作った田		何も作らな かった田		畑のある 面積計	普 通 畑				牧草専用地		何も作らな かった畑		樹園地 のある 経営体 数	面積		
		経営体数	面積	経営 体数	面積	経営体 数	面積	経営体 数	面積		経営体 数	面積	飼料用作物だけ を作った畑		経営 体数	面積	経営体 数	面積				
										経営体 数			面積	経営体 数					面積			
豊橋市	5,875	1,997	3,415	1,713	60	23	402	163	700	121	3,568	3,191	3,412	2,902	92	159	53	79	719	210	1,253	688
豊川市	995	446	1,010	382	27	10	146	35	219	29	1,139	505	1,093	420	10	3	6	3	366	82	236	44
蒲郡市	634	42	107	24	-	-	47	13	31	4	286	70	279	63	-	-	1	0	44	6	725	522
新城市	1,107	666	1,264	553	7	1	262	59	374	54	1,139	236	1,042	167	34	17	8	2	424	66	540	206
田原市	3,020	815	1,353	716	73	36	161	65	282	33	1,932	1,973	1,892	1,849	15	24	17	17	418	107	168	232
一宮町	570	224	477	162	8	1	106	46	92	16	558	266	535	213	7	7	4	1	200	52	259	80
小坂井町	215	108	272	99	8	1	26	3	53	6	258	89	233	71	5	4	1	0	86	19	87	18
御津町	371	191	385	143	20	4	109	31	91	16	348	111	316	82	3	1	1	0	144	30	186	69
渥美町	2,418	295	1,121	278	30	5	46	12	39	5	1,855	2,105	1,837	2,044	22	35	8	7	181	55	27	18
湖西市	687	199	418	197	-	-	8	1	9	1	578	333	567	311	7	7	4	8	67	14	269	155
計	15,892	4,983	9,822	4,267	233	81	1,313	428	1,890	285	11,661	8,879	11,206	8,122	195	257	103	117	2,649	641	3,750	2,032

(2005年農林業センサス > 第1巻 都道府県別統計書 > 22静岡県及び 23愛知県から抜粋)

表2-4 排水機運転記録集計表

※本表は、各排水機場の排水ポンプの稼働状況に関する調査囑託の回答に添付された排水機運転記録表から作成した。
 ※本表は、各日付における各排水機場の各排水ポンプの延べ運転時間を記載したもので、単位は(時間)である。
 ※日付欄に同一の日付が2つ以上記載された日があるが、これは運転記録表に従ったものである。
 ※数字の後に(整備)(点検)(試運転)等と記載がある欄は、運転記録表に同旨の記載がなされているものである。

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部	土地改良区	豊橋西部	土地改良区	豊橋西部	土地改良区	神野新田	土地改良区	神野新田	土地改良区	神野新田	土地改良区	豊橋市
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	柳生川第2
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200
年月日													(h20度から1200)		
平成17年															
4月															
1															
2															
3															
4						4				3					
5										5					
6												2(整備)			
7														5	2
8															
9															
10															
11															
12															
13						2									
14															
15	12							2	2	2	2			2(点検)	
16															
17	11					5				6	6				
18						5				6	6		2	3	3
19						5									
20	10	1	1		3	2	6	2	15	3		3	6	2	
21						6			1				7	2	
22	2				2	1	2	2							
23															
24														3	3
25	5														
26															
27	12					2									
28															
29															
30	12														
5月															
1													2		
1~2						17			16	5		2	3	3	
2	8	2			3		2		6					4	
3	7				8				3	3		2			
4												1			
5									5	5		1			
5~6	16														
6					4		3	3	11	2			12	10	
7									6			1			
8															
9	12														
10															
11	3						3								
12	5				2	2	2	2					2(修理点検)		
13	6				5	2	5	3					2		
14													1		
15	11												2		
16			1		3	2	6	5	3	3				3	3
17	1				8										
18	5						7		2	3		2	6	2	
18~19						17									
20	4				3		4								
21															
22	12														
23															
24															
25	8														
26													2		
27	6														
28															
29															
30															
31	12				8		8								
6月															
1															
2	8				8		8		7	4		2	6	2	
3									6						
4					5										
5															
6	4													10	10
7													1	1	
8													1	1	
9															
10															
11													7	4	
12															
13															
14															
15	7						2			2					
16	7	3			7	1	9		5						
17	11				5		2	2					2	2	2
18															
19	13														
20														1(点検)	
21															
22	8				2										
23	8				5										
24															
25	9														
26															
27			1										1(点検)	8	5
28	8				5		4								
29	2				7										

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市					
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	相生川第2
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200
7月															
1	2														
2	9					11	4								
3	12								4	3				2	2
4		5	4	4			10	5	11	7		5	10	9	1
4~5	22				28	3									
5									1			3			
6					5										
7	12														
8					2										
9		2	2				1	1	2	5		4	5	5	2
9~10	15				19	1									
10									13				4	4	1
11	10						5					1			
12					4		5		4				8	5	
13	4				5										
14	5				6		10					1(試運転)			
15						2	2								
16	11				3										
17															
18															
19	9														
20															
21															
22															
23															
24					3										
25	9				5							2			
26	14	2		1			6		14	6			10	9	
26~27					21	2									
27		1					4		1						
28	8				6		8								
29	4				3										
30															
31	12				10							2			
8月															
1	7				6		5	3				1			
2					3							1			
3	9											1(点検)			
4															
5															
6					3				6						
7															
8	7														
9															
10	10														
11					1		9	1							
12					5										
13	11				5				10	4		3	3	3	
14					5				7						
15					4										
16					3										
17															
18															
19															
20															
21									8						1
22	11				3	1			4			2	2	2	
23															
24	2											1	4	4	
25	5	1	1		3		3		10						
26															
27															
28															
29													2	2	
30															
31							1	1	4	2					
9月															
1															
2															
3															
4															
5		7	2		12	1	2	2	13	9			9	9	1
5~6	20				3							2	2	2	
6					1	1	4			3					
7	3														
8															
9															
10															
11													2	2	
12	4														
13							7					1			
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26							2								
27									5	3					
28	4											2			
29															
30												1			
10月															
1															
2															
3															
4															

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市						
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	三郷	三郷	相生川第2						
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター						
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200
5~6		12				12			5	5					
7															
8									5	2		3			
8~9						2									
9		8													
10						4			6				4	3	
11		11							6			3			
12															
13															
14										5					
15						1							4	2	
15~16		9													
17		10	1				3	2	2	6			7	7	
18		4		1		3		2	1	7					
19															
20												2(点検)			
21															
22															
23															
24															
25		8					8		2	2			3	3	
26															
27													3	3	
28															
29									13					3	
30															
31															
11月															
1															
2															
3															
4															
5															
6						5									2
7												2			
8									6	3					
9									6						
10													2	2	
11~12		8													
13									5						
14									2						
15															
16												1			
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24			1	1								2			
25								6							
26															
27															
28						4									
29															
30															
31															
12月															
1															
2															
3															
4															
5															
6												2			
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13									2	2			2	2	
14															
15															
16															
17												2			
18															
19															
20															
21		1										1(点検)			
22			1	1		1		1							
23															
24															
25															
26															
27															
28												1			
29									2	2					
30															
31															
平成18年															
1月															
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7													1		
8															
9															
10															
11													1		
12															
13															

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市					
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	相生川第1	相生川第1	相生川第2
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200
14												1(点検)			
15															
16			1	1		1		1							
17															
18	1														
19															
20															
21															
22															
23									1	1				2	2
24															
25												1			
26															
27															
28															
29															
30															
31															
2月															
1															
2															
3												1			
4															
5															
6															
7															
8									2			2			
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20									8	2				2	2
21															
22												2			
23															
24												1(点検)			
25															
26			7	2		2	3		6	11			4	4	2
26~27	11														
27												1			
28															
3月															
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7							1	1	7	2					
8												2			
9															
10															
11												1			
12										4					
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22	1	1	1		1							1	1	1	
23															
24									12	4					
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
4月															
1							3	2							
2															
3												1(点検)			
4															
5	7	1				1						2			
6											3				
7															
8									4	4					
9															
10	6														
11	5	1			6		4		11	2		6	8	8	1
12	10	2	1		10	1	4	3	6			4			
13												2			
14												1(点検)			
15					4										
16					5							1(点検)			
17															
18	11														
19															
20	9	3	2		9	4	7	2	2	4		3	5	3	
21					8								2	2	
22	12				7							2			
23					8				7	7		1			
24					6								2	2	

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市	
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	相生川第2	相生川第2	
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200
8月	31	2			5										
		4			7		7	3							
	1														
	2				3							1			
	3											1			
	4	6								6		2	7	3	
	5		1		6					3					
	6											2			
	7											2			
	8											2			
	9														
	10	13													
	11				6		7	7							
	12				5							3			
	13	13			3	1									
	14				5		4	3				3			
	15	8													
	16											2			
	17									4		2			
	18	8													
	18~19	5	2	1	1	4	2	3	2	6	3		5	2	
	19											1			
	20														
	21														
	22														
	23														
	24														
	25														
	26	9										1(試運転)			
	27							2							
	28														
	29	8	3		2	6	2	6		6	6		5	5	
	30														
	31														
9月	1												2		
	2														
	3														
	4														
	5														
	6														
	7														
	8											2			
	9								8	3					
	10	12	2			6			9	3			4	4	
	11														
	12											2			
	13									2					
	14	5	2			8			5	9		2	4	2	
	15	6													
	16											1			
	17											1			
	18														
	19											1			
	20								4	4		1			
	21	7							12	3					
	22														
	23				3		2		4			1			
	24											2			
	25	8							7			1			
	26								6						
	27														
	28				7				6			2			
	29				10										
	30	4	2									2	2	2	
10月	1								5						
	2~3	5							6						
	3		2			1			4	1		3			
	4														
	5														
	6														
	7														
	8														
	9	9										1			
	10								6	3					
	11											2			
	12														
	13														
	14														
	15												1		
	16	7	3				7								
	17														
	18														
	19														
	20								3						
	21														
	22														
	23														
	24														
	25														
	26	8		1								1			
	27						6	1							
	28														
	29														
	30														
	31														
11月	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	6														
	7														

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市		
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	相生川第1	相生川第2		
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン		
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200	
8																
9																
10																
11																
12									1	1						
13																
14																
15																
16	8								5	3			5	2		
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23				1		1										
24	8						6					2				
25																
26																
27																
28												1				
29																
30																
12月																
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9													1			
10																
11													1			
12																
13																
14									3	3						
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23				5										3		
24	3			1		1		4	4			1				
25										1	1					
26														1	1	
26~27																
27													1			
28																
29																
30																
31																
平成19年																
1月																
1																
2				2												
3														2	2	
4																
5																
6													1			
7																
8																
9																
10																
11									2	2						
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25	1			1		1		1				1				
26																
27																
28																
29																
30																
31																
2月																
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9									8	2						
10				2					4				1			
11																
12																
13																
14				1										2	2	
15																

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市		
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	相生川第2	
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン	
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200	
16																
17																
18																
19		1							3							
20																
21																
22	1															
23			1		1		1									
24									2	2						
25																
26																
27																
28																
3月																
1																
2																
3	2															
4																
5																
6									3	3						
7					6	5			4	4						
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22											4					
23			4													
24				2			6							2	2	
25																
26																
27													1			
28																
29																
30																
31																
4月																
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8									2	2						
9																
10	8								4	4						
11																
12																
13	7					3		4	4							
14														4	1	
15														4	2	
16																
17																
18																
19	1					4										
20	8					8	1	8	7							
21						11						4				
22	10			1		7	1	5	5							
23		1				2										
24	12									2	2	1				
25																
26																
27																
28	6				1			3			2					
29																
30						2	1									
31						2										
5月																
1										4						
2	11	1			2	4	2			19	2	3		2	2	
3						8				1		1				
4						3		3				1				
5	9					7		7	2			1				
6	8					4		6						4	2	
7						5										
8	12											2				
9								18				1				
10	7															
11																
12																
13~14		1														
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20	12							1	1							
21	15			1				10	3	8	3	4				1
22				2												
23			19			25	3									
24										3	3	1				
25	11					8										
25								8								
25~26																
26																

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市		
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	柳生川第2	
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン	
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200	
27																
28																
29																
30																
31																
6月																
1																
2												4				
3																
4	5				5		6					1				
5		1							6	7		2				
6	21															
7					44											
8		3	1						6	6		3				
9												2				
9~10																
9~11																
10		1								3	2			7	5	
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17	12															
18					8		7	3	8	4		3				
19		1			7							1				
20	12															
21					8				3	3		2				
22	16	3			18		5	4	5	3		3		2	2	
23					6							3				
23~24	11						1									
24												2				
25																
26																
27																
28																
29																
30																
7月																
1	10				5		5									
2					5		5					1				
3	13				11						4					
4					8							2				
5					5		8	4	2	2	1					
6		1								3				5	5	
7	15				25											
8							4	1	4	2				9	5	
9		2	1							2	2					
10	14				16		8									
10~11		1							4		2					
11		7	1	5					10	5	3			14	14	2
12	32				23	16	21	5								
12~13		10	2	2					9	3	7			5	5	3
13		1														
14	12	2			4	4	4	4	2	2	5					
14~15	7	1			5	3	5	5			1					
15	5	1			7	1	8									
16																
17	15	3	1				6		4	4	4					
18					23											
19		1									2					
20	12	2			14		10	5								
21	5				5						1					
21~22	4				4											
22	8				3						1					
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30									7							
31	7															
8月																
1	12															
2								9			1					
3	4				6		6									
4																
5																
6	8															
7																
8																
9																
10																
11																
12	8				2		3	3								
13											1					
14					5											
15					10		6	6			1					
16	8				6		9	3	2	2	2		2	2		
17					8						1					
18					7											
19			1		6		6									
20					4						1					
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27		1														
28																
29																
30																
31											1					

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市		
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	柳生川第2	
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン	
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200	
30																
31								7								
9月																
1		6				3							2		2	
2		6	2			3		6			3	1				
3						12				12		1				
4																
5																
6																
7																
8		19	10	5	5			7	15	15	6		7		12	
9						22	7									
10								6	2							
11		7						2				2				
12																
12~13												2				
13		5										1				
14																
15		7						4	3			1				
16								7								
17								6								
18												2				
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30												1				
10月																
1												1				
2		6														
3																
4												2				
5		7						8	3	3						
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14												1				
15								8	9	3						
16		8														
17												1				
18																
19																
19~20														1	1	
20												1				
21																
22			1	1		1										
23			1													
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31												1				
11月																
1																
2														2	2	
3																
4		4							1	1						
5		3														
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14												1				
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24			1	1		1		1								
25																
26																
27																
28																
29												1				
30																
12月																
1																
2																
3																
4																
5																

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市	
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	柳生川第2
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1000	700	900	1200
6												(h20度から1200)			
7															
8															
9															
10									1	1					
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17		1	1		1		1								
18	1														
19															
20											1		1	1	
21															
22											1				
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
平成20年															
1月															
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8									1	1					
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20		1	1		1		1								
21	1								1	1					
22											1		1	1	
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
2月															
1															
2															
3										1	1				
4															
5												1			
6															
7															
8										1	1				
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17			1	1		1		1	1						
18															
19	1								1	1					
20										1	1	1		1	1
21															
22															
23															
24									1	1					
25															
26															
27															
28															
29															
3月															
1															
2															
3															
4															
5				1					3	3	1		5	5	
6									2	2	1				
7															
8															
9															
10											1				
11															
12									1	1	1				
13											1				
14									2	2					

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市		
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	相生川第1	相生川第2		
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン		
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1200	700	900	1200	
21					19	3										
22	6						6				1	1				
23																
24													3	3		
25																
26																
27																
28																
29																
29~30																
30											1	1				
7月	5				8	2	8	4					2	2		
1								4								
2	7					13		7				1	1			
3												1	1			
4	11															
5					2		7				1	1				
6					4				2	2						
7										4	1	1				
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15		1	1													
16																
17	7					5										
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29	9				6				5	5	1	1	1	1		
30	4						4				1	1				
31					13											
8月	10						9	2								
1											1	1				
2						11										
3											1	1				
4	12															
5						11		11								
6					3		3							2	2	
7																
7~8	13										1	1				
8											3	2				
9											2	1				
9~10																
10																
10~11																
11														2	2	
12																
13																
14																
15									2	2	2	1				
16	8	2		1	5	4	4	3	5	5	4	2	6	4		
17					5						1	1				
18							4									
19									11	11	12	12	12	11	6	
20		17	14	9	22	22	21	21								
21									9	6	7	8	10	8		
22	59															
23		12	1	1			10	6	11	11	12	4	12	3	4	
24					24	9										
25		2									1	1	1	1		
26																
27	3						6				2	2				
28							3				2	2				
28~29											1	1				
29	9						5									
28~31							6				1	1				
30																
30~31																
31							9						1			
9月					3											
1											1	1				
2	6						6									
3							3									
4																
5																
6																
7																
8																
9									1	1						
10	9	3							6		1	1	2	2	2	
11						13		6								
12											2	2				
13	2		1													
14		3														
15	7				5		4		2	2	1	1				
16																
17											1	1				
18	5															
19							5				1	1				
19~20																
20																
21	5						1	1								
21~22							4				2	2	1	1		

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市						
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	柳生川第2
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1200	700	900	1200
22															
23					4		4				2	2			
24															
25											1	1			
26															
27	4														
28	6				7		8	3			1	2	2	2	
29															
30					4		4								
10月															
1									1	1	1	1			
2															
3															
4											1	1			
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14		1	1												
15									3		1	1			
16									1	1					
17													2	2	
18	9										1	1			
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27											1	1			
28															
29															
30											1	1			
31															
11月															
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13											1	1	1	1	
14															
15															
16															
17															
18	1		1												
19		2			5		6				1	1	3	2	
20											1	1			
21															
22															
23															
24															
25											1	1			
26															
27	7	3			4		5				1	1			
28															
29															
30															
12月							6		1	1					
1											1	1	1	1	
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9											1	1			
10															
11															
12															
13															
14															
15			1												
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22											1	1			
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
平成21年															

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市	
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	柳生川第2
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1200	700	900	1200
1月															
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10									1	1					
11															
12															
13															
14											1	1	1	2	
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22	8	2			11		3	2	2	2	3	3	3	3	
23															
24															
25															
26											1	1			
27															
28															
29															
30															
31															
2月															
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11											1	1	2	2	
12															
13															
14															
15															
16															
17	1	1							1	1					
18															
19			1		1		1								
20															
21															
22															
23															
24											1	1			
25															
26			2								1	1	1	1	1
27															
28															
3月															
1															
2															
3															
4															
5		2				3									
6															
7															
8											1	1			
9															
10															
11	8	2	1		7		3	2	3	3	2	2			
12															
13															
14											2	2	2	2	
15											1				
16															
17												1			1
18												1			
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25											2	1			
26															
27															
28															
29															
30															
31															
4月															
1															
2															
3															
4															
5		2							1						2
6						5									
7									3	3					
8	6						3	1	2	2			2	2	
9	7				3								1	1	
10													3	3	
11									2	2	1	1			

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市	
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	柳生川第2
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1200	700	900	1200
12	5				7	1	5		2	2					
13	8						6		4			1	1	12	1
14					12	1									
14~15	9		1				6					1	1		
15															
16															
17												2			
18	6					6									
19															
20															
21															
21~22															
22															
23															
24					6							1	1		
25	14														
26					7				2	2				1	2
27					8										
28	17	1							4	3	3	3			
29					23										
30		2							1	1	2	2			
5月									2	2					
1			5	4					3	3	10	8	15	11	5
2	35	14			30	19	17	14	18	17					
2~3												5	1	6	2
3		1													
4															
5															
5~6															
6															
6	7				3	1	3	1			1	1			
7	7					3	5	5			1	1			
7~8									3	3	1	1	4	1	
8	19	4			17	4	4	4	6	2	9	2			1
9		1			9		9	4			1	1			
10											1	1			
11	13				5		8				1	1			
12															
13					5		5								
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20	7	1			4	2	6								
21											1	1			
22															
23															
24	13				9	1	9	5					1	1	
25					4		9								
26	9								2	2	1	1			
27	2				4		2		3	3					
28					5		5		2	2	3	3			
29															
30															
31															
6月															
1															
2	12	6	1	1	4	4	4		7	3	2	2	3	3	
3															
4															
5											1	1			
6															
7					9		3				1	1			
8	14														
9							9								
10					3										
11															
12															
13															
14									2	2					
15	5	2			8				4	4					
16	4	4		2	3	4	4		5	5			3	3	3
16~17															
17											1	2			
18															
19															
20	12				8		4		4	4	2	2			
21									15	2					
22	15	5			17		6				2	1	13		
23															
24	3				8		5		4	3	1	1			
25	15	2			10	1	7		8		2	2	5		
26											1	1			
27											1	1			
28											1	1			
29									3						
29~30															
30															
7月															
1															
2															
3															
4															
5	12						4	4	2	2		1	1		
6												1	1		
7	5						8					1	1		
8	9						3								
9															
10															
11															
12															
13															
14		1	2	1	2								5	5	2

管理者	豊橋西部	豊橋西部	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	豊橋西部土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	神野新田土地改良区	豊橋市	
排水機場名	五号	吉前	吉田方	吉田方	二十間川	二十間川	豊橋西部	豊橋西部	三郷	三郷	相生川第1	相生川第1	二回	二回	柳生川第2
原動機種類	モーター	モーター	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	モーター	エンジン	エンジン
径/mm	800	500	1000	1000	1000	1600	1350	1350	1200	1500	1200	1200	700	900	1200
1	4												1	1	
2															
3											1	1			
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12											3	2			
13															
14															
15											1	1			
16			1		1		1								
17															
18											2	2			
19											1	1			
20															
21											2	2			
22															
23															
24															
25															
26			2								2	2			1
27	12	2			7		5	5			3	3			
28					8				5	5	3	2			
3月	5	2			4		3		2						
1	5	1			11		5		4		2	2			
2											1	1			
3									3						
4											2	1			
5															
6											1				
7	6	2			6		3	3			5	3			
8											1	1			
9											2				
10															
11															
12															
13															
14															
15											1	1			
16	7	3			9	2	5	4	4	4	2	2	3	3	1
17			1		4										
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															